

令和8年 第1回

かつらぎ町議会定例会（3月会議）

議 案

令和8年2月27日提出

令和8年第1回かつらぎ町議会定例会（3月会議）付議事件

報告第 1 号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）	1
議案第10号	かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第11号	かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第12号	かつらぎ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について	19
議案第13号	かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	22
議案第14号	かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	25
議案第15号	かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	27
議案第16号	かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例の一部を改正する条例制定について	30
議案第17号	かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	32
議案第18号	かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例制定について	34
議案第19号	かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	36
議案第20号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第11号）	39
議案第21号	令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）	134
議案第22号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	140
議案第23号	令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第4号）	153
議案第24号	令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）	161
議案第25号	令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	169
議案第26号	令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第6号）	180
議案第27号	令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第6号）	199
議案第28号	令和8年度かつらぎ町一般会計予算	211
議案第29号	令和8年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算	223
議案第30号	令和8年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算	227
議案第31号	令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算	232
議案第32号	令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算	235
議案第33号	令和8年度かつらぎ町水道事業会計予算	240
議案第34号	令和8年度かつらぎ町下水道事業会計予算	265

報告第 1 号

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第6項の規定により、別紙写しのおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月27日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

専 決 処 分 書

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第6項の規定により、専決処分に付する。

令和8年1月23日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ17,181千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,961,351千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正（第10号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		775,947	17,181	793,128
	3 県委託金	56,760	17,181	73,941
補正されなかつた款項にかかると分		12,168,223		12,168,223
歳入	合計	12,944,170	17,181	12,961,351

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,817,552	17,181	1,834,733
	4 選挙費	41,321	17,181	58,502
補正されなかつた款項にかかると分		11,126,618		11,126,618
歳出	合計	12,944,170	17,181	12,961,351

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 10 号)

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)	款	補正前の額	補正額	計
	16 県支出金	775,947	17,181	793,128
	補正されなかった款項にかかる分	12,168,223		12,168,223
	歳入合計	12,944,170	17,181	12,961,351

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特 定 財 源	源	
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	2 総務費	1,817,552	17,181	1,834,733	17,181		
	補正されなかった款項にかかる分	11,126,618		11,126,618			
	歳出合計	12,944,170	17,181	12,961,351	17,181		一般財源

1. 歳入

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
16		県支出金	千円 775,947	千円 17,181	千円 793,128		千円	
	3	県委託金	56,760	17,181	73,941			
		1 総務費県委託金	44,283	17,181	61,464			
						5 総選挙委託金		17,181 17, 181 - 0
		歳入合計	12,944,170	17,181	12,961,351			

2. 歳出

総務費

補正第 10号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源	区分	金額	
2		総務費	千円 1,817,552	千円 17,181	千円 1,834,733	千円 17,181	千円	千円			千円	
4		選挙費	41,321	17,181	58,502	17,181						
	4	総選挙費		17,181	17,181					1 報	2,819	24 69 2,054 232 101 339
										3 職員手当等	7,500	500 5,000 2,000
										4 共済費	78	30 48
										8 旅費	10	
										10 需用費	2,829	2,309 170 300 50
										11 役務費	1,316	1,300 3

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
						国県支出金	特定財源	一般財源		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
									傷害保険料	13
									選挙公報配布委託料 入場券等点字作成委託料 選挙ポスター掲示板作成設置・撤去委託料 投票用事務機器及びシステム等保守点検業務委託料	500 15 1,752 300
									12 委託料	2,567
									13 使用料及び賃借料	62
									駐車料金 投票所借上料	2 60
		歳出合計	12,944,170	17,181	12,961,351	17,181				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(一般)

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率 (月分)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	3	22,200	6,074 (2.525)		227	28,501	6,297	34,798	
	議 員	12		8,666 (2.60)			45,459	9,879	55,338	
	そ の 他 の 特 別 職	46					7,512	59	7,571	
	計	61	22,200	14,740		227	81,472	16,235	97,707	
補 正 前	長 等	3	22,200	6,074 (2.525)		227	28,501	6,297	34,798	
	議 員	12		8,666 (2.60)			45,459	9,879	55,338	
	そ の 他 の 特 別 職	46					7,419	59	7,478	
	計	61	22,200	14,740		227	81,379	16,235	97,614	
比 較	長 等									
	議 員									
	そ の 他 の 特 別 職						93		93	
	計						93		93	

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(一般)

(1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	共済費	住居手当	超勤手当		地域手当	管理職手当
補正後	285	千円 189,285	千円 746,595	千円 545,361	千円 307,771	千円 1,481,241	千円 1,789,012			
補正前	285	千円 188,946	千円 746,595	千円 544,851	千円 307,693	千円 1,480,392	千円 1,788,085			
比較		339		510	78	849	927			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	特別勤務手当	住居手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円 22,927	千円 376,628	千円 22,529	千円 528	千円 8,165	千円 82,977	千円	千円	千円
補正前		千円 22,927	千円 376,628	千円 22,519	千円 528	千円 8,165	千円 82,477			千円
比較				10			500			
職員手当の内訳		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当					計
補正後		千円 14,920	千円 1,831	千円 2,396	千円 1,000	千円 1,000	千円	千円		千円
補正前		千円 14,920	千円 1,831	千円 2,396	千円 1,000	千円 1,000				千円
比較										545,361
										544,851
										510

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当	500		総選挙に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,709
補正前	6,707

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費			
補正後	182	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
			746,595	474,514	1,221,109	262,751	1,483,860		
補正前	182		746,595	474,014	1,220,609	262,751	1,483,360		
比較				500	500		500		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		22,927	310,888	17,422	8,165	528	82,977		11,460
補正前		22,927	310,888	17,422	8,165	528	82,477		11,460
比較							500		
職員手当の内訳		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		14,920	1,831	2,396	1,000				474,514
補正前		14,920	1,831	2,396	1,000				474,014
比較									500

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	500	総選挙に伴う職員手当増	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,709
補正前	6,707

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	共 済 費	超 勤 手 当		地 域 手 当	管 理 職 手 当
補正後	103	189,285	千円	千円 70,847	千円 260,132	千円 45,020	千円 305,152			
補正前	103	188,946		70,837	259,783	44,942	304,725			
比較		339		10	349	78	427			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			65,740	5,107						
比較			65,740	5,097						
職員手当				10						
の内 訳		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	70,847
補正前										70,837
比較										10

議案第 10 号

かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成24年かつらぎ町条例第26号）の一部を、次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社への職員派遣に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
の一部を改正する条例

かつらぎ町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 24 年かつらぎ町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 特定非営利活動法人かつらぎフルーツ王国振興公社

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

子ども・子育て支援金制度の創設により、国民健康保険税において、新たに子ども・子育て支援納付金分を課税することから、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（和歌山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加える。

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1項第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,122円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について69円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 766円
- (2) 特定世帯 383円
- (3) 特定継続世帯 574円

第23条第1項中「並びに同条第4項本文の」を「、同条第4項本文の」に改め、「170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)」を加える。

第23条第1項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 786円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 49円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 537円
- ② 特定世帯 269円
- ③ 特定継続世帯 402円

第23条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 561円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 35円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 383円
- ② 特定世帯 192円
- ③ 特定継続世帯 287円

第23条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 225円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 154円
- ② 特定世帯 77円
- ③ 特定継続世帯 115円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 168円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 281円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 449円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 561円

第23条第3項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「減額後の被保険者均等割額」を「減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改める。

第23条第3項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被

保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 12 号

かつらぎ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町立学校施設使用条例（昭和33年かつらぎ町条例第19号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
屋内運動場への空調設備設置に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

かつらぎ町立学校施設使用条例（昭和33年かつらぎ町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

(1) 学校体育施設基本使用料

種別	使用料（1時間につき）
屋内運動場	200円
屋外運動場	100円

(2) 空調設備使用料

種別	使用料（1時間につき）
笠田中学校屋内運動場空調設備	500円
妙寺中学校屋内運動場空調設備	600円
笠田小学校屋内運動場空調設備	500円
大谷小学校屋内運動場空調設備	400円
妙寺小学校屋内運動場空調設備	500円
渋田小学校屋内運動場空調設備	400円

(3) 夜間照明設備使用料

種別	使用料（1時間につき）
笠田中学校屋外運動場夜間照明設備	1,000円
大谷小学校屋外運動場夜間照明設備	900円
渋田小学校屋外運動場夜間照明設備	500円

備考

- 1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。
- 2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とする。

(4) 学校施設基本使用料

種別	使用料（1時間につき）
教室 （1教室につき）	100円

備考

- 1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。
- 2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例(令和7年かつらぎ町条例第20号)の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
かつらぎ公園体育センターへの空調設備設置に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例(令和 7 年かつらぎ町条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

夜間照明設備料 1 時間につき
500 円
500 円
300 円
300 円
900 円

900 円

」を

「

夜間照明設備料 1時間につき	空調設備料 1時間につき
	350 円
	700 円
	350 円
	700 円
500 円	
500 円	
300 円	
300 円	
900 円	
900 円	

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例（令和7年かつらぎ町条例第
21号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案文別記)
- 2 提案理由
大谷児童館の移転に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例（令和 7 年かつらぎ町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

大谷児童館	かつらぎ町大字大谷147番地の1
-------	------------------

」を

大谷児童館	かつらぎ町大字大谷338番地の1
-------	------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
制定について

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）
の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

乳児等通園支援事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町教育・保育の利用者負担に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）に関し」を「利用者が負担する費用について」に改める。

第3条中「かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例」を「かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に改め、「利用者負担額をいう。」の次に「以下「利用者負担額」という。」を加える。

第4条中「教育・保育給付認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）」に改める。

第5条及び第6条中「教育・保育給付認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第7条の2 町長は、町立こども園において乳児等通園支援を受けた子どもの保護者又は扶養義務者から、別表第5に定める利用料を徴収する。

第9条中「及び一時保育料」を「、一時保育料及び乳児等通園支援利用料」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）延長保育料

区分	延長保育料 (子ども1人につき)
午後6時を超えて1時間あたり	100円

備考

- 1 この表における午後6時を超えてからの延長保育料は、開園後11時間を超える場合に限る。
- 2 別表第1のA階層又はB階層若しくはひとり親世帯等でC1階層に該当する場合は、延長保育料を無料とする。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とする。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第7条の2関係）乳児等通園支援利用料

区分	乳児等通園支援利用料 (子ども1人につき)
1時間あたり	300円

備考

- 1 1時間未満の利用は、1時間とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号

かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例の一部を
改正する条例制定について

かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例（平成29年かつらぎ町条例第7号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
下志賀地区飲料水供給施設における事業開始にあたり、受益者より分担金徴収の必要があることから、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例の一部を改正
する条例

かつらぎ町飲料水供給施設整備事業受益者分担金条例（平成 29 年かつらぎ
町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

名称	金額
下志賀地区飲料水供給施設整備事業受益者分担金	250,000 円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成10年かつらぎ町条例第1号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（案文別記）
- 2 提案理由
天野簡易水道の区域拡張に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 月 日

かつらぎ町長

令和8年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成10年かつらぎ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表天野簡易水道の項中「330」を「310」に、「145」を「154」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町下水道条例（平成12年かつらぎ町条例第27号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
下水道使用料の改定に伴い、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例

かつらぎ町下水道条例（平成 12 年かつらぎ町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項の表汚水の項中「1, 430 円」を「1, 500 円」に、「143 円」を「150 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のかつらぎ町下水道条例第 19 条第 1 項の規定は、令和 8 年 11 月分として徴収する使用料から適用し、令和 8 年 10 月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年かつらぎ町条例第24号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 月 日

かつらぎ町長

令和 8 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年かつらぎ町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 4, 5 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 円」を「4 3 3 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 3 8 3 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 中「1 2, 9 0 0 円」を「1 3, 3 4 0 円」に、「1 3, 7 0 0 円」を「1 4, 1 7 0 円」に、「1 4, 5 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に、「1 1, 3 0 0 円」を「1 1, 6 7 0 円」に、「1 2, 1 0 0 円」を「1 2, 5 0 0 円」に、「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に、「1 0, 5 0 0 円」を「1 0, 8 4 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じたかつらぎ町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由

の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 20 号

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第11号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ411,718千円を減額し、歳入歳出それぞれ12,549,633千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

普通地方交付税の追加交付、災害活動支援車両購入費、補助金等の決定に伴う精算等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第11号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,014,110	30,922	2,045,032
	1 町 民 税	726,355	23,372	749,727
	2 固定資産税	975,904	13,700	989,604
	3 軽自動車税	85,909	△150	85,759
	4 町たばこ税	118,176	△6,000	112,176
8 ゴルフ場利用税交付金		9,858	△500	9,358
	1 ゴルフ場利用税交付金	9,858	△500	9,358
10 地方特例交付金		9,609	1,102	10,711
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	1,102	1,102
11 地方交付税		4,301,534	176,803	4,478,337
	1 地方交付税	4,301,534	176,803	4,478,337
13 分担金及び負担金		16,905	△8,281	8,624
	1 分 担 金	10,425	△8,281	2,144
14 使用料及び手数料		146,229	△9,364	136,865
	1 使 用 料	111,587	△6,920	104,667
	2 手 数 料	34,642	△2,444	32,198

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 5 国庫支出金		1,774,963	△202,244	1,572,719
	1 国庫負担金	691,776	△31,939	659,837
	2 国庫補助金	1,058,196	△170,305	887,891
1 6 県支出金		793,128	△47,964	745,164
	1 県負担金	404,110	△11,722	392,388
	2 県補助金	315,077	△29,476	285,601
	3 県委託金	73,941	△6,766	67,175
1 7 財産収入		74,549	770	75,319
	1 財産売払収入	52,986	357	53,343
	2 財産運用収入	21,563	413	21,976
1 8 寄附金		398,907	53,257	452,164
	1 寄附金	398,907	53,257	452,164
1 9 繰入金		995,834	△408,309	587,525
	2 基金繰入金	958,151	△408,309	549,842
2 1 諸収入		173,706	3,890	177,596
	1 延滞金加算金及び過料	1,583	4,417	6,000
	4 受託事業収入	5,645	196	5,841

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑入	165,181	△723	164,458
2 2 町債		1,304,700	△1,800	1,302,900
	1 町債	1,304,700	△1,800	1,302,900
	補正されなかつた款項にかかる分	947,319		947,319
	歳入合計	12,961,351	△411,718	12,549,633

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		99,444	△2,357	97,087
	1 議会費	99,444	△2,357	97,087
2 総務費		1,834,733	△87,130	1,747,603
	1 総務管理費	1,449,489	△63,779	1,385,710
	2 徴税費	226,118	△16,166	209,952
	3 戸籍住民基本台帳費	83,565	△2,287	81,278
	4 選挙費	58,502	△4,030	54,472
	5 統計調査費	16,664	△868	15,796
3 民生費		3,439,430	△36,948	3,402,482

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	2,142,503	△11,050	2,131,453
	2 児童福祉費	1,285,997	△25,898	1,260,099
4 衛生費	1 保健衛生費	1,154,317	△68,530	1,085,787
	2 清掃費	706,714	△55,518	651,196
6 農林水産業費	1 清掃費	447,603	△13,012	434,591
	2 農業費	435,033	△47,557	387,476
7 商工費	1 農業費	358,156	△37,851	320,305
	2 林業費	76,877	△9,706	67,171
8 土木費	1 商工費	416,328	△11,096	405,232
	2 観光事業振興費	346,370	△10,528	335,842
	1 土木管理費	69,958	△568	69,390
	2 道路橋梁費	1,354,203	△84,063	1,270,140
	3 河川費	46,997	△187	46,810
	4 都市計画費	289,998	△4,076	285,922
	5 住宅費	59,660	△2,348	57,312
	6 住宅費	328,364	△8,293	320,071
		629,184	△69,159	560,025

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		525,020	△7,488	517,532
	1 消 防 費	525,020	△7,488	517,532
10 教 育 費		1,450,253	△38,563	1,411,690
	1 教育総務費	374,400	△8,096	366,304
	2 小学校費	364,186	△9,473	354,713
	3 中学校費	232,453	△9,053	223,400
	4 幼稚園費	29,682	5,558	35,240
	5 社会教育費	327,122	△16,069	311,053
	6 保健体育費	122,410	△1,430	120,980
11 災害復旧費		192,083	△86,227	105,856
	1 農林業施設災害復旧費	32,600	△29,576	3,024
	2 公共土木施設災害復旧費	159,483	△56,651	102,832
13 諸支出金		583,861	58,317	642,178
	1 基金費	583,861	58,317	642,178
14 予備費		30,228	△76	30,152
	1 予備費	30,228	△76	30,152
補正されなかつた款項にかかると分		1,446,418		1,446,418

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	12,961,351	△411,718	12,549,633
	合			
	計			

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 1 号)

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	2,014,110	30,922	2,045,032
8 ゴルフ場利用税交付金	9,858	△500	9,358
10 地方特例交付金	9,609	1,102	10,711
11 地方交付税	4,301,534	176,803	4,478,337
13 分担金及び負担金	16,905	△8,281	8,624
14 使用料及び手数料	146,229	△9,364	136,865
15 国庫支出金	1,774,963	△202,244	1,572,719
16 県支出金	793,128	△47,964	745,164
17 財産収入	74,549	770	75,319
18 寄附金	398,907	53,257	452,164
19 繰入金	995,834	△408,309	587,525
21 諸収入	173,706	3,890	177,596
22 町債	1,304,700	△1,800	1,302,900
補正されなかった款項にかかる分	947,319		947,319
歳 入 合 計	12,961,351	△411,718	12,549,633

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	99,444	△2,357	97,087				△2,357
2 総務費	1,834,733	△87,130	1,747,603	△55,747	800	△1,324	△30,859
3 民生費	3,439,430	△36,948	3,402,482	△40,169	1,900	16	1,305
4 衛生費	1,154,317	△68,530	1,085,787	△10,103	5,600	△10,108	△53,919
6 農林水産業費	435,033	△47,557	387,476	△30,918	1,300	3,776	△21,715
7 商工費	416,328	△11,096	405,232	△1,089		△415	△9,592
8 土木費	1,354,203	△84,063	1,270,140	△103,225	24,700	△5,931	393
9 消防費	525,020	△7,488	517,532	3,231		△2,601	△8,118
10 教育費	1,450,253	△38,563	1,411,690	△2,656	△5,700	△120	△30,087
11 災害復旧費	192,083	△86,227	105,856	△51,556	△35,100	△1,105	1,534
13 諸支出金	583,861	58,317	642,178			52,612	5,705
14 予備費	30,228	△76	30,152				△76
補正されなかった款項にかかる分	1,446,418		1,446,418				
歳出合計	12,961,351	△411,718	12,549,633	△292,232	△6,500	34,800	△147,786

1. 歳入

町 税

補正第 11号

款 項	目 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
					区 分	金 額		
1	町 税	千円 2,014,110	千円 30,922	千円 2,045,032		千円		
		1 町 民 税	726,355	23,372	749,727			
	1 個 人	638,712	19,804	658,516				
					1 現年課税分	20,004	均等割 21,900-21,801 所得割 627,366-607,800 退職分 4,752-3,444 過年度分 1,714-2,683	99 19,566 1,308 △969
	2 法 人	87,643	3,568	91,211		△200	2 滞納繰越分 2,784-2,984	
	1 現年課税分							
						3,680	均等割 41,065-39,523 法人税割 49,728-47,857 過年度分 367-100	1,542 1,871 267
	2 滞納繰越分					△112	51-163	
2	固定資産税	975,904	13,700	989,604				

町 税

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 固定資産税	千円 975,154	千円 13,700	千円 988,854		千円	
						1 現年課税分	14,400	現年課税分 982,400-967,400 過年度分 82-682
						2 滞納繰越分	△700	6,372-7,072
3		軽自動車税	85,909	△150	85,759			
		1 種別割	77,855	△150	77,705			
						2 滞納繰越分	△150	674-824
4		町たばこ税	118,176	△6,000	112,176			
		1 町たばこ税	118,176	△6,000	112,176			
						1 現年課税分	△6,000	112,176-118,176
8		ゴルフ場利用税 交付金	9,858	△500	9,358			
1		ゴルフ場利用税 交付金	9,858	△500	9,358			
		1 ゴルフ場利用税 交付金	9,858	△500	9,358			

ゴルフ場利用税交付金

補正第 11号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 ゴルフ場利用税 交付金	千円 △500	9, 3 5 8 - 9, 8 5 8	千円
10		地方特例交付金	9, 609	1, 102	10, 711				
	2	新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金		1, 102	1, 102				
		1 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金		1, 102	1, 102				
						1 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	1, 102	1, 102 1, 1 0 2 - 0	
11		地方交付税	4, 301, 534	176, 803	4, 478, 337				
	1	地方交付税	4, 301, 534	176, 803	4, 478, 337				
		1 地方交付税	4, 301, 534	176, 803	4, 478, 337				
						1 地方交付税	176, 803	普通地方交付税 4, 0 2 7, 3 3 7 - 3, 8 5 0, 5 3 4	

分担金及び負担金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
13	1	分担金及び負担金	千円 16,905	千円 △8,281	千円 8,624		千円	
		1 分担金	10,425	△8,281	2,144			
		1 衛生費分担金	8,500	△8,500	0			
						1 飲料水供給施設整備事業分担金	△8,500	0-8,500
		2 農林水産業費分担金	787	1,324	2,111			
						1 ため池改修事業負担金	1,324	1,599-275
		3 災害復旧費分担金	1,138	△1,105	33			
						1 補助災害復旧事業負担金	△1,105	現年 農地 0-350 農業用施設 0-750 過年 農地 33-38 △350 △750 △5

使用料及び手数料

補正第 11号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
14		使用料及び手数料	千円 146,229	千円 △9,364	千円 136,865		千円	
1		使用料	111,587	△6,920	104,667			
	1	総務使用料	3,059	△338	2,721			
						3	町民農園使用料	△828-36
						4	田舎暮らし体験 住宅使用料	△330750-1,080
	2	民生使用料	4,274	△5	4,269			
						7	児童館使用料	△51-6
	3	衛生使用料	13,455	△1,457	11,998			
						2	かつらぎ斎場使 用料	△217 378-595
						3	墓地永代使用料	△1,240 1,400-2,640
	8	土木使用料	87,286	△5,000	82,286			
						13	有料公園施設使 用料	△5,000 パークゴルフ場使用料 13,000-18,000
	9	教育使用料	2,880	△120	2,760			

使用料及び手数料

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	4 有料公園施設使用料	△120	中飯降公園使用料 480-600	千円
2		手数料	34,642	△2,444	32,198				
	1	総務手数料	8,761	△1,250	7,511	1 地籍図及び土地情報に関する手数料	△100	土地情報管理システム及び座標値一覧表交付手数料 484-584	
						3 諸証明手数料	△150	税務証明手数料 486-636	
						4 戸籍住民票手数料	△1,000	4,826-5,826	
	3	衛生手数料	24,678	△166	24,512				
						3 じん芥収集手数料	△166	粗大ごみ収集手数料 266-432	
	6	土木手数料	1,175	△1,028	147				
						2 開発許可等手数料	△1,027	43-1,070	

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	5 優良宅地、優良住宅認定等手数料	千円 △10-1	千円
15		国庫支出金	1,774,963	△202,244	1,572,719			
	1	国庫負担金	691,776	△31,939	659,837			
		1 民生費国庫負担金	599,226	△24,223	575,003			
						4 障害児通所支援事業費等負担金	△1,668	55,250-56,918
						6 児童手当負担金	△22,555	211,528-234,083
		2 教育費国庫負担金	9,277	2,057	11,334			
						1 子どものための教育・保育給付費負担金	2,057	11,334-9,277
		3 災害復旧費国庫負担金	83,273	△9,773	73,500			
						1 土木施設災害復旧費負担金	△9,773	現年 0-20,010 過年 53,950-63,263 過年(施越) 19,550-0
								△20,010 △9,313 19,550

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円			千円
2		国庫補助金	1,058,196	△170,305	887,891			
	1	総務費国庫補助金	161,907	△43,980	117,927			
						1	住宅市街地総合整備事業補助金	△2,133
						3	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,227
						5	デジタル基盤改革支援補助金	△43,941
						6	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金	△133
	2	民生費国庫補助金	104,691	△10,318	94,373			
						1	地域生活支援事業費等補助金	△8,343
								7,135-15,478

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	2	子ども・子育て支援交付金事業補助金	放課後児童健全育成事業 16,569-16,503 利用者支援事業 7,223-7,214	千円 66 9
						4	保育対策総合支援事業費補助金	240-2,290	
		3 衛生費国庫補助金	73,597	△7,550	66,047				
						2	水道未普及地域解消事業補助金	55,152-58,800	
						3	母子保健衛生費国庫補助金	産婦健康診査事業補助金 356-400 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業補助金 10-15 健康診査支援事業補助金 172-246	△44 △5 △74
						4	出産・子育て応援事業補助金	6,667-8,067	
						6	浄化槽設置交付金	循環型社会形成推進交付金 2,919-5,298	

国庫支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		4 商工費国庫補助 金	千円 6,177	千円 △1,089	千円 5,088		千円	
						1 特定地域づくり 事業推進交付金	△1,089	5,088-6,177
		5 土木費国庫補助 金	346,175	△101,621	244,554			
						1 社会資本整備総 合交付金	△100,245	公営住宅等ストック総合改善事業 8,894-10,433 公営住宅等整備事業 175,574-274,280
						3 住宅・建築物安 全ストック形成 事業費補助金	△1,376	3,169-4,545
		6 消費費国庫補助 金	500	3,544	4,044			
						2 社会資本整備総 合交付金	586	防災対策事業 586-0
						3 地域未来交付金	2,958	地域防災緊急整備型 2,958-0
		7 教育費国庫補助 金	18,028	△900	17,128			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	5 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	△937	4, 515-5, 452	千円
						6 住宅市街地総合整備事業補助金	37	空き家対策総合支援事業補助金 4, 877-4, 840	
		9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	338, 898	△8, 391	330, 507				
						1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△8, 391	定額減税枠 69, 094-77, 285 非課税世帯支援枠 0-200	△8, 191 △200
16		県支出金	793, 128	△47, 964	745, 164				
	1	県負担金	404, 110	△11, 722	392, 388				
		1 総務費県負担金	21, 336	564	21, 900				
						1 県税徴収交付金	564	21, 900-21, 336	
		2 民生費県負担金	335, 387	△3, 576	331, 811				
						5 障害児通所支援事業費等負担金	△834	27, 625-28, 459	
						6 児童手当負担金	△2, 900	25, 723-28, 623	

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	9 行旅死亡人取扱費用負担金	千円 158	158-0	千円
		3 農林水産業費県負担金	39,489	△10,461	29,028				
						1 中山間地域等直接支払交付金	△10,461	29,028-39,489	
		4 教育費県負担金	7,898	1,751	9,649				
						1 こどものための教育・保育給付費負担金	1,751	9,649-7,898	
2		県補助金	315,077	△29,476	285,601				
		2 民生費県補助金	78,002	△1,834	76,168				
						11 地域生活支援事業費等補助金	△793	6,945-7,738	
						12 人権啓発市町村助成事業補助金	△39	673-712	
						13 紀州っ子いっぱい いさサポート事業 費補助金	△52	3,578-3,630	

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	16	子ども・子育て支援交付金事業補助金	放課後児童健全育成事業 16,569-16,503 利用者支援事業 1,812-1,803	千円 66 9
						17	保育対策総合支援事業費補助金	△1,0250-1,025	
		3	7,912	△2,571	5,341				
						2	和歌山県健康推進員活動助成事業費補助金	△3854-92	
						4	がん患者アピアランスケア支援事業費補助金	△140160-300	
						7	和歌山県妊産婦アクセス支援事業補助金	△1431-45	
						8	合併処理浄化槽設置補助金	△2,3792,919-5,298	
		4	119,740	△20,370	99,370				

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明		
						区分	金額			
			千円	千円	千円	1	農業委員会等交付金	農業委員会交付金 2,477-2,057	千円	
						2	農地集積・集約化対策事業補助金	機構集積支援事業補助金 101-490		
						3	農地利用最適化交付金	625	1,233-608	
						5	新規就農者育成総合対策事業補助金	△16,500	経営開始資金 7,500-9,000 経営発展支援事業 0-15,000	△1,500 △15,000
						7	中山間地域等直接支払推進事業交付金	661	815-154	
						8	農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金	△101	防護柵設置支援事業補助金 300-349 狩猟免許取得支援事業補助金 48-100	△49 △52
						9	耕作放棄地対策推進事業補助金	△265	機構集積協力金補助金 0-265	
						10	有害鳥獣捕獲事業等補助金	△1,554	1,773-3,327	

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	11 鳥獣被害防止総合対策事業補助金	千円 △1,247	緊急捕獲活動支援事業補助金 2,488-3,735
						12 環境保全型農業直接支払制度補助金	△85	1,019-1,104
						13 多面的機能支払推進事業補助金	△31	567-598
						14 多面的機能支払交付金	△855	7,120-7,975
						15 経営所得安定対策等推進事業費補助金	△61	665-726
						16 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金	△432	582-1,014
						17 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金	△10,000	25,500-35,500
						20 食の安全・安心確保推進事業補助金	△1,556	32,146-33,702

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	21	農村地域防災減災事業補助金	11,000 11,000-0	千円
		6 土木費県補助金	3,624	△1,604	2,020	1	和歌山県住宅耐震化促進事業費補助金	△1,604 2,020-3,624	
		7 消防費県補助金	4,698	△313	4,385	1	わかやま防災力アップ補助金	△313 4,385-4,698	
		8 教育費県補助金	74,944	△6,921	68,023	1	紀の国緑育推進事業補助金	△1,126 864-1,990	
						4	保護者学級開設事業補助金	△12 75-87	
						5	放課後子ども教室推進事業補助金	△53 122-175	
						6	和歌山県文化財保護費補助金	△75 902-977	

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	7 青少年育成事業補助金	10 40-30	千円
						10 和歌山県公立学校情報機器整備事業費補助金	△1,682 40, 961-42, 643	
						11 和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金	△3,983 24, 181-28, 164	
		9 災害復旧費県補助金	23,762	4,224	27,986			
						1 災害復旧費補助金	4,224 現年	△4,000 農地 0-4,000 農業用施設 △13,500 0-13,500 林道 △4,500 0-4,500 過年
								△233 農地 1,529-1,762 林道(施越分) 26,457-0
		10 和歌山県移譲事務市町村交付金	783	△87	696			

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 和歌山県移譲事務市町村交付金	千円 △87	農地法許可等事務交付金 199-286
3		県委託金	73,941	△6,766	67,175			
	1	総務費県委託金	61,464	△4,140	57,324			
						3 参議院通常選挙委託金	△2,301	14, 387-16, 688
						4 知事選挙委託金	△1,839	13, 936-15, 775
	2	教育費県委託金	12,477	△2,626	9,851			
						2 地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	△2,626	9, 542-12, 168
17		財産収入	74,549	770	75,319			
	1	財産売払収入	52,986	357	53,343			
	2	物品売払収入	23,791	342	24,133			
						1 物品売払収入	342	庁内備品 342-0
	3	生産物売払収入	28,895	15	28,910			

財産収入

補正第 11号

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 生産物売払収入	15	コンテナ 16-1	千円
2		財産運用収入	21,563	413	21,976				
		1 利子及び配当金	7,411	67	7,478	1 利子及び配当金	67	ふるさとかつらぎ基金預金利子 1,179-1,127 森林環境譲与税基金預金利子 15-0	52 15
		2 財産貸付収入	14,152	346	14,498				
						1 財産貸付収入	346	コピ一代 287-288 町有地賃貸料 6,979-6,983 あんぼ柿加工処理施設用地賃貸料 408-0 町有施設賃貸料 4,881-4,938	△1 △4 408 △57
18		寄附金	398,907	53,257	452,164				
	1	寄附金	398,907	53,257	452,164				
		1 一般寄附金	10	712	722				

寄附金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円	1 一般寄附金	千円 712	722-10	千円
		2 ふるさとかつらぎ寄附金	390,400	36,241	426,641				
						1 ふるさとかつらぎ寄附金	36,241	426,641-390,400	
		3 企業版ふるさと納税	5,496	16,304	21,800				
						1 企業版ふるさと納税	16,304	21,800-5,496	
19		繰入金	995,834	△408,309	587,525				
	2	基金繰入金	958,151	△408,309	549,842				
		1 基金繰入金	958,151	△408,309	549,842				
						1 財政調整基金繰入金	△420,100	186,800-606,900	
						3 企業版ふるさと納税基金繰入金	11,791	16,660-4,869	
21		諸収入	173,706	3,890	177,596				

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1	1	延滞金加算金及び過料	千円 1,583	千円 4,417	千円 6,000		千円	
		1 延滞金	1,583	4,417	6,000			
						1 延滞金	4,417	6,000-1,583
4		受託事業収入	5,645	196	5,841			
		2 農林水産業費受託金	425	196	621			
						1 農業者年金事務受託金	196	621-425
5		雑 入	165,181	△723	164,458			
		1 雑 入	165,181	△723	164,458			
						1 雑 入	△723	電気代 イベント参加料 紀の川樋門操作委託 旅費 橋本周辺広域市町村圏組合総務管理費賦課金返還金
								96 △415 △2,601 214 54

諸 収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			千円	千円	千円			農産物処理加工施設納付金 和歌山県社会教育主事等連絡協議会負担金返還金 講義謝金
22		債	1,304,700	△1,800	1,302,900			
1		債	1,304,700	△1,800	1,302,900			
		1 総務債	3,100	800	3,900			
						1 総務債	800	公共施設等適正管理推進事業 地域交流センター長寿命化事業 3,900-3,100
		2 民生債	76,400	1,900	78,300			
						1 民生債	1,900	合併特例事業 こども園庇整備事業 13,600-12,600 こども園調理設備更新事業 1,000-0 公共施設等適正管理推進事業 こども園長寿命化事業 5,600-5,700
		3 衛生債	236,600	5,600	242,200			

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円	1 衛生債	千円 5,600	辺地対策事業 飲料水供給施設整備事業 102,900-102,300 過疎対策事業 合併処理浄化槽設置補助金 5,500-2,900 高齢者肺炎球菌予防接種 200-700 斎場改修事業 53,400-51,800 一般会計出資 水道事業 79,400-78,900 公共施設等適正管理推進事業 斎場長寿命化事業 800-0
4 農林水産業債	3,800	1,300	5,100			
				1 農林水産業債	1,300	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 ため池改修事業 1,300-0
5 土 木 債	461,900	24,700	486,600			
				1 土木債	24,700	過疎対策事業 公共下水道事業 1,800-4,600 かつらぎ西部公園整備事業 7,500-7,100 △2,800 400

町 債

項 目	補正前の額	補正額	計	節		明 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
						公共施設等適正管理推進事業 道路改良事業 20,000-23,800 公共事業等 急傾斜地崩壊対策事業 1,000-1,100 公営住宅建設事業 公営住宅等ストック総合改善事業 6,100-7,500 妙寺団地建替事業 308,800-274,200 緊急浚渫推進事業 河川浚渫事業 7,400-9,600
6 消 防 債	25,300		25,300			
				1 消防債		緊急防災・減災事業 消防施設整備 20,500-21,600 全国瞬時警報システム更新 2,600-3,700 一般補助施設整備等事業 災害活動支援車両購入 2,200-0
7 教 育 債	421,300	△5,700	415,600			△1,100 △1,100 2,200

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			千円	千円	千円	1 教育債	千円 △5,700	過疎対策事業 スクールバス運行費 27,100-25,300 スクールバス購入 5,600-6,900 文化財拠点施設整備事業 8,700-6,500 三谷公民館整備事業 27,200-37,800 合併特例事業 小学校空調改修事業 2,200-0
		8 災害復旧債	76,300	△30,400	45,900			
						1 補助災害復旧債	△11,300	現年 農地 0-600 農業用施設 0-1,000 林道 0-500 公共土木施設 0-10,700 過年 公共土木施設 20,700-23,900 林道(施越) 1,300-0 公共土木施設(施越) 3,400-0

町 債

款 項	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
					区 分	金 額 千円	
		千円		千円			千円
					2 単独災害復旧債	△19,100	現年 林道 0-1,200 公共土木施設 17,400-22,300 農業用施設 0-300 過年 公共土木施設 3,100-15,800 △1,200 △4,900 △300 △12,700
	歳入合計	12,961,351	△411,718	12,549,633			

2. 歳出

議会費

補正第 11号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	区		分	金額	
1		議会費	千円 99,444	千円 △2,357	千円 97,087	千円	千円	千円	千円 △2,357			千円	
	1	議会費	99,444	△2,357	97,087				△2,357				
		1 議会費									1 報 酬	△8	委員長
											3 職員手当等	△117	扶養手当
											4 共 済 費	△360	職員共済組合負担金
											7 報 償 費	△121	議会モニタ一謝礼
											8 旅 費	△350	議員旅費
											9 交 際 費	△90	議会及び議長交際費
											11 役 務 費	△2	交通傷害保険料
											12 委 託 料	△659	速記委託料 議会映像配信業務委託料 議会広報編集委託料
											18 負担金、補助及び交付金	△650	政務活動費
2		総務費	1,834,733	△87,130	1,747,603	800	△55,747	△1,324	△30,859				

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
1	総務管理費	千円 1,449,489	千円 △63,779	千円 1,385,710	千円 △43,303	千円 800	千円 △172	千円 △21,104		千円		
	1 一般管理費	531,181	5,492	536,673			273	5,219				
									1 報酬	△3,728	会計年度任用職員	
									2 給料	358	職員給	
									3 職員手当等	△4,188	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当 期末勤勉手当 会計年度任用職員期末勤勉手当	
									4 共済費	△4,808	職員共済組合負担金 特別職共済組合負担金 会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員公務災害負担金 会計年度任用職員法定福利費	
									8 旅費	△17	会計年度任用職員費用弁償	
									11 役務費	△60	車登録手数料 自賠責保険料 総合賠償補償保険料 災害対策費用保険料	

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
			千円	千円	千円					13 使用料及び賃借料	千円 △120	借地料	千円
										17 備品購入費	△1,393	公用車	
										18 負担金、補助及び交付金	19,448	退職手当負担金 旧恩給組合負担金	19,538 △90
		2 人事管理費	6,769	△580	6,189			△580		7 報償費	△30	講師謝金	
										10 需用費	△27	消耗品費 燃料費	△12 △15
										12 委託料	△500	職員健康検査委託料	
										13 使用料及び賃借料	△23	駐車料金 有料道路通行料	△3 △20
		3 庁舎管理費	48,582	△771	47,811			△771		7 報償費	△345	手話通訳謝礼 庁舎建設検討委員会委員報償費 事業者選定委員会委員報償費	△60 △145 △140
										8 旅費	△403	職員旅費 事業者選定委員会委員旅費	△24 △379

総務費

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
			千円	千円	千円				10	需用費	千円 △9	食糧費	千円
									13	使用料及び 賃借料	△14	駐車料金 有料道路通行料	△4 △10
	4	広報費	27,011	△907	26,104			△907					
									8	旅費	△152	職員旅費	
									12	委託料	△749	ふるさと住民交流体験事業委託料	
									18	負担金、補助及び交付 金	△6	和歌山県広報協会負担金 広報研負担金	△1 △5
	5	会計管理費	82,223	△821	81,402			△821					
									2	給料	△5	職員給	
									3	職員手当等	△556	扶養手当 児童手当 住居手当 通勤手当	△160 △100 △197 △99
									4	共済費	△260	職員共済組合負担金	
	6	財産管理費	4,620	△27	4,593			△27					

総務費

補正第 11号

款	項	目	補正額	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
							国県支出金	地方債	財源					一般財源
									特	その他				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	7 報償費	千円 △27	笠田駅周辺用地有効活用検討委員会委員報償費		
	7 企画費		291,201	2,930	294,131	△2,133	54	5,009		7 報償費	△10	手話通訳謝礼		
										11 役務費	△44	車共済費		
										12 委託料	5,795	地域優良賃貸住宅整備支援委託料 ふるさとかつらぎ寄附金特産品送付業務委託料 ふるさと納税支援業務委託料 地域優良賃貸住宅周辺道路整備検討業務委託料 △2,900 2,785 6,020 △110		
										13 使用料及び賃借料	976	クレジットカード公金支払サービス利用料 ふるさと納税支援サービス利用料 733 243		
										18 負担金、補助及び交付金	△3,787	空き家改修事業補助金 空き家片付け事業補助金 空き家仲介手数料補助金 空き家登記費用補助金 △3,052 △185 △300 △250		
	8 友好交流費		646	△318	328			△318		12 委託料	△318	子ども会交流委託料		

総務費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	区		分	金額	
		9 田舎暮らし体験住宅管理費	千円 2,534	千円 △2,045	千円 489	千円 △330		千円 △1,715			千円		千円
										7 報償費	△46	入居者選考委員会委員報償費	
										10 需用費	△1,996	電気料 修繕費	△52 △1,944
										11 役務費	△3	建物共済費	
		10 交通政策費	84,793	△200	84,593			△200					
										7 報償費	△200	講師謝金	
		11 交通安全対策費	5,102	△330	4,772			△330					
										7 報償費	△330	交通指導員報償費 交通指導員退職報償費	△280 △50
		13 地域交流センター管理費	28,954	△34	28,920		800	△834					
										7 報償費	△34	指定管理者選定委員報償費	
		15 支所費	55,684	△3,592	52,092	△133		△3,398					

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
						特別支出金	地方債	財源				金額
								国庫支出金	その他の			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	1 報	千円	会計年度任用職員	
									2 給	△6	職員給	
									3 職員手当等	△793	会計年度任用職員期末勤勉手当	
									4 共済費	△813	職員共済組合負担金 △280 会計年度任用職員共済組合負担金 △233 会計年度任用職員法定福利費 △300	
									12 委託料	△400	花園支所庁舎耐震診断等業務委託料	
		16 諸費	8,141	△73	8,068		△8	△65				
									1 報	△57	生活安全推進協議会委員	
									4 共済費	△16	非常勤公務災害負担金	
		17 電算管理費	149,519	△62,026	87,493	△41,037		△20,989				
									12 委託料	△44,517	標準準拠システム移行業務委託料 △43,890 ガバメントクラウドネットワーク運用管理 補助業務委託料 △627	
									13 使用料及び 賃借料	△17,509	総合行政クラウドシステム利用料 △4,249 ガバメントクラウド利用料 △13,260	

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								特定	一般財源			
		21 地籍調査事業費	千円 9,600	千円 △477	千円 9,123	千円	千円 △100	千円 △377		千円		
									3 職員手当等	△225	通勤手当 期末勤勉手当	△49 △176
									4 共済費	△220	職員共済組合負担金	
									12 委託料	△32	ブータ移行業務委託料	
2		徴税費	226,118	△16,166	209,952	△7,627	△152	△8,387				
		1 税務賦課徴収費	226,118	△16,166	209,952	△7,627	△152	△8,387				
									2 給料	△36	職員給	
									3 職員手当等	△258	扶養手当 児童手当 超勤手当	△11 △100 △147
									4 共済費	△1,660	職員共済組合負担金	
									7 報償費	△2	税作文表彰記念品	
									10 需用費	△1,249	消耗品費 印刷製本費	△648 △601
									11 役務費	△400	郵送料	

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	特定財源	一般財源				
								地方債	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	12	委託料	千円 △4,012	総合行政システム改修業務委託料 eL-TAX改修業務委託料 不動産鑑定委託料 地理情報システム改修業務委託料 △660 △110 △261 △2,981
									13	使用料及び賃借料	△220	コピーリース料
									18	負担金、補助及び交付金	△309	地方税共同機構負担金
									19	扶助費	△8,020	定額減税補足給付金
3		戸籍住民基本台帳費	83,565	△2,287	81,278	△677	△1,000	△610				
	1	戸籍住民基本台帳費	83,565	△2,287	81,278	△677	△1,000	△610				
									2	給料	10	職員給
									3	職員手当等	△714	住居手当 通勤手当 超勤手当 △143 △71 △500
									4	共済費	△290	職員共済組合負担金

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						補正額の財源内訳						
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	10	需用費	千円 △216	千円 △31 △185
									11	役員費	△808	
									12	委託料	△269	1,848 △368 1,155 △2,904
4	選挙費		58,502	△4,030	54,472	△4,140		110				
	1	選挙管理委員会費	8,859	△37	8,822			△37				
									3	職員手当等	△27	
									4	共济費	△5	
									13	使用料及び賃借料	△5	
	2	参議院通常選挙費	16,687	△2,154	14,533	△2,301		147				
									1	報酬	△1,011	△1,005 △6

総務費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円							印刷製本費 修繕費
												郵送料 傷害保険料
												選挙公報配布委託料 入場券等点字作成委託料 投票用事務機器及びシステム等保守点検業務委託料
												駐車料金
5		統計調査費	16,664	△868	15,796				△868			
	1	統計調査総務費	5,549	△168	5,381				△168			
												3 職員手当等
												4 共済費
	2	基幹統計費	11,115	△700	10,415				△700			職員共済組合負担金
												10 需用費
3		民生費	3,439,430	△36,948	3,402,482	△40,169	1,900	16	1,305			消耗品費

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						特別支出金	地方債	財源				
								千円	千円			
1		社会福祉費	千円 2,142,503	千円 △11,050	千円 2,131,453	千円 △11,719	千円 20	千円 649		千円		
	1	社会福祉総務費	851,724	△511	851,213	△42	20	△489				
									3	職員手当等	△312	住居手当 通勤手当 △216 △96
									4	共済費	△460	職員共済組合負担金
									7	報償費	△54	障害者相談員報償費
									18	負担金、補助及び交付金	△46	心身障害者扶養共済掛金補助金
									19	扶助費	△782	障害者外出支援事業費
									27	繰出金	1,143	国民健康保険事業特別会計繰出金(職員給与等) △722 介護保険事業特別会計繰出金(介護給付費) 2,900 介護保険事業特別会計繰出金(職員給与等) △706 国民健康保険事業特別会計繰出金(天診分) △329

民生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明				
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源							
													千円	千円	千円	千円
													千円	千円	千円	千円
	2	地域福祉センター管理費	千円 6,616	千円 △440	千円 6,176	千円	千円	千円	千円	千円						
									10	△363	電気料 水道料	△189 △174				
									12	△46	浄化槽保守点検注薬料 貯水槽清掃消毒・水質検査委託料	△33 △13				
									14	△31	地域福祉センター防水工事					
	3	老人福祉費	128,729	△530	128,199			△530								
									12	△444	緊急通報システム事業委託料					
									18	△86	かつらぎ町シルバー人材センター補助金					
	8	後期高齢者医療事業費	393,979	△1,048	392,931			△1,048								
									27	△1,048	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(職員給与費等)					
	12	総合支援費	578,392	△4,782	573,610	△9,136		4,354								
									1	△1,000	会計年度任用職員					

民生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						補正額の財源内訳						
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源			
		13 障害児通所 支援費	千円 121,225	千円 △3,337	千円 117,888	千円 △2,502	千円	千円 △835		千円		
									11 役務費	△1	肢体不自由児通所医療審査支払手数料	
									19 扶助費	△3,336	障害児通所給付費 肢体不自由児通所医療費 高額障害児通所給付費 障害児相談支援給付費 △1,500 △96 △240 △1,500	
		15 国民年金事 務費	8,701	△72	8,629			△72				
									3 職員手当等	△67	通勤手当	
									4 共済費	△5	職員共済組合負担金	
		16 人権推進費	2,464		2,464	△39		39				
		17 住宅新築資 金等貸付事 業費	378	△330	48			△330				
									4 共済費	△8	非常勤公務災害負担金	
									10 需用費	△10	消耗品費	
									11 役務費	△12	郵送料	

款	項	目	補正額 の額	計	補正額の財源内訳				節 区分	説明	
					特別支出金	地方債	財源				金額
							千円	千円			
			千円	千円	千円	千円	千円	12 委託料	千円 △300 弁護士費用		
2		児童福祉費	1,285,997	1,260,099	△28,450	1,900	△4				
	1	児童福祉総務費	193,160	190,966	△52						
								2 給料	△11 職員給		
								3 職員手当等	△204 児童手当 住居手当		
								4 共済費	△900 職員共済組合負担金		
								7 報償費	△10 講師謝金		
								10 需用費	△3 食糧費		
								12 委託料	△122 一時保育業務委託料		
								18 負担金、補助及び交付金	△404 紀州っ子いっぱいサポート事業補助金(児童発達支援センター等) 給食費補助金(児童発達支援センター等) △104 △300		
								19 扶助費	△540 心身障害児扶助費 通学通園児扶助費		
		2 児童措置費	291,330	262,975	△25,455						
									△2,900		

民生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明				
						千円	千円	千円	千円				千円			
														特定財源		一般財源
														国県支出金	地方債	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	19 扶助費	千円	児童手当費	千円				
		3 養育医療費	2,871	589	3,460			589								
									22 償還金、利子及び割引料	589	補助金返還金					
		6 こども園運営費	612,769	4,571	617,340	△3,075	1,900	5,746								
									12 委託料	1,079	こども園運営委託料 佐野こども園庇増築工事監理業務委託料 △62	1,141				
									14 工事請負費	3,492	三谷こども園プール改修工事 佐野こども園庇増築工事 佐野こども園食器用洗浄機更新工事 佐野こども園調理設備更新工事	△88 △1,156 △44 4,780				
		8 児童健全育成事業費	64,550	△435	64,115	132		△567								
									18 負担金、補助及び交付金	△435	放課後児童健全育成事業補助金					
		9 児童福祉施設総務費	16,751	△65	16,686			△65								

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						特定財源		その他	区分		金額		
						国県支出金	地方債						
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	△4	講師謝金	千円
											△61	車借上料	
		10 児童福祉施設管理費	10,583	△9	10,574		△4		△5				
4		衛生費	1,154,317	△68,530	1,085,787	△10,103	5,600	△10,108	△53,919				
	1	保健衛生費	706,714	△55,518	651,196	△5,345	3,000	△9,957	△43,216				
		1 保健衛生総務費	122,051	△709	121,342	△122			△587				
											△26	職員給	
											△365	住居手当 通勤手当	△162 △203
											△150	職員共済組合負担金	
											△24	職員旅費	
											△4	駐車料金	
												13 使用料及び 賃借料	

衛生費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 △140	アピアランスケア支援事業補助金	千円
	2	予防費	154,198	△38,259	115,939	△38	△500	△37,721	7 報償費	△64	健康かつらぎ21推進委員報償費	
									8 旅費	△5	職員旅費	
									12 委託料	△37,583	胃検診委託料(集団) 大腸がん検診委託料(集団) 胸部肺がん検診委託料(集団) 前立腺がん検診委託料(集団) 乳がん検診委託料(集団) 一般健康診査委託料(集団) 若年者集団健康診査委託料 高齢者肺炎球菌予防接種委託料 新型コロナウイルスワクチン接種委託料 健康増進計画作成業務委託料	△254 △264 △174 △40 △526 △6 △56 △406 △33,731 △2,126
									19 扶助費	△607	带状疱疹予防接種助成金	
	3	環境衛生費	293,225	△10,594	282,631	△3,648	1,100	△8,500	14 工事請負費	△11,095	下志賀地区飲料水供給施設整備工事	
								454				

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	23 投資及び出資金	千円 501	水道事業会計出資金	千円
		4 母子保健費	32,128	△5,142	26,986	△1,537		△3,605				
									7 報償費	△60	講師謝金	
									8 旅費	△30	職員旅費	
									12 委託料	△2,178	母子栄養委託料 妊婦健康診査委託料	△133 △2,045
									13 使用料及び賃借料	△144	有料道路通行料 車借上料	△4 △140
									19 扶助費	△2,730	出産応援給付金 子育て応援給付金 妊産婦アセスメント支援助成金 子育て応援給付金(単独分)	△700 △700 △680 △650
		5 保健福祉センター管理費	18,474	△752	17,722			△752				
									12 委託料	△752	P C B 廃棄委託料	
		7 高齢者保健事業費	7,124	△43	7,081			△43				

衛生費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	2 給料	千円 32	職員給	千円
									4 共済費	△75	職員共済組合負担金	
	8	斎場管理費	78,416	△19	78,397		2,400	△1,457		△962		
									12 委託料	△19	かつらぎ斎場改修工事設計業務委託料	
2		清掃費	447,603	△13,012	434,591	△4,758	2,600	△151		△10,703		
	1	清掃総務費	278,958	△2,389	276,569			15		△2,404		
									2 給料	△864	職員給	
									3 職員手当等	△562	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当	△276 △120 △44 △122
									4 共済費	△580	職員共済組合負担金	
									7 報償費	△42	し尿収集運搬料金等協議会委員報償費	
									10 需用費	△327	コンテナ購入費	
									13 使用料及び賃借料	△14	借地料	

衛生費

補正第 1 1 号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								一般財源	その他			
		2 じん荼処理費	千円 83,582	千円 △1	千円 83,581	千円	千円 △166	千円 165		千円		
		3 し尿処理費	85,063	△10,622	74,441	△4,758		2,600	△8,464	12 委託料	△1	不燃物用処理券配布準備業務委託料
										18 負担金、補助及び交付金	△10,622	合併処理浄化槽設置補助金 △7,136 公共下水道認可区域内合併処理浄化槽設置補助金 △1,078 都市計画区域内合併処理浄化槽設置補助金 △2,408
6		農林水産業費	435,033	△47,557	387,476	△30,918	1,300	3,776	△21,715			
	1	農業費	358,156	△37,851	320,305	△30,486	1,300	3,776	△12,441			
		1 農業委員会費	27,518	△289	27,229	569		196	△1,054			
										2 給料	△19	職員給
										3 職員手当等	△70	期末勤勉手当
										4 共済費	△200	職員共済組合負担金
		2 農業総務費	43,444	△867	42,577			1,848	△2,715			

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	△1	千円	和歌山県畜産会負担金
		7 地域振興施設管理費	11,422	△143	11,279			△143				
										△7		指定管理者選定委員報償費
										△1		食糧費
										△102		浄化槽管理委託料
										△20		借地料
										△13		京奈和自動車道連結料
		8 中山間地域等直接支払推進事業費	53,538	△13,966	39,572	△9,800		△4,166				
										△11		中山間地域等直接支払制度基準検討会委員報償費
										△7		中山間支払制度支援システムリース料

農林水産業費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源						
													特定財源		
													千円	千円	千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	△13,948	千円	中山間地域等直接支払交付金			
	9 耕作放棄地対策推進事業費	14,745	△6,052	8,693	△3,167		△2,885								
									4 共済費	△5			非常勤公務災害負担金		
									18 負担金、補助及び交付金	△6,047			狩猟免許取得支援事業補助金（県補助分） 機構集積協力金補助金 防護柵設置支援事業補助金 有害鳥獣捕獲支援事業補助金		
	10 環境保全型農業直接支払制度事業費	1,479	△114	1,365	△85		△29								
									18 負担金、補助及び交付金	△114			環境保全型農業直接支払制度補助金		
	11 多面的機能支払交付金事業費	11,347	△1,182	10,165	△886		△296								

農林水産業費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								特定	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
	2	林業費	76,877	△9,706	67,171	△432			△9,274			
	1	林業総務費	53,659	△1,854	51,805	△432			△1,422			
										3	職員手当等 △355	扶養手当 △64 児童手当 △60 住居手当 △162 通勤手当 △65 期末勤勉手当 △4
										4	共济費 △150	職員共済組合負担金
										8	旅費 △10	職員旅費
										10	需用費 △10	印刷製本費
										11	役務費 △7	車登録手数料

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						補正額の財源内訳						
						国県支出金	地方債	その他	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		3 山村振興総務費	910	△100	810				△100			和歌山県治山林道協会負担金 △63 林業社会保険加入促進事業補助金 △863 中小企業退職金共済事業補助金 △396
		4 山村地域おこし支援費	17,600	△7,752	9,848				△7,752			修繕費
7		商工費	416,328	△11,096	405,232	△1,089					△4,800	地域おこし協力隊報償費
	1	商工費	346,370	△10,528	335,842	△1,089			△9,439		△2,952	地域おこし協力隊活動業務委託料
		1 商工総務費	332,396	△6,914	325,482	△1,089			△5,825			
											△38	職員給
											△340	扶養手当 児童手当 通勤手当
											△320	職員共済組合負担金

商 工 費

款 項	目 的	補 正 前 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 区	金 額	説 明
					補 正 額 の 財 源 内 訳						
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	7 報 償 費	千円 △42	道の駅周遊促進事業審査委員会報償費 特定地域づくり事業アドバイザ一報償費 △12 △30	
								10 需 用 費	△40	食糧費	
								11 役 務 費	△2	クリーニング料	
								12 委 託 料	△2,400	道の駅周遊促進業務委託料	
								18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	△3,732	特定地域づくり事業推進補助金 △2,032 道の駅周遊促進事業補助金 △1,700	
	2 商工振興費	13,974	△3,614	10,360			△3,614				
								12 委 託 料	△17	笠田中事業用地草刈業務委託料	
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△362	笠田中事業地賃借料 △98 監視カメラリース料 △264	
								16 公 有 財 産 購 入 費	△3,235	笠田中事業用地購入費	
2	観光事業振興費	69,958	△568	69,390		△415	△153				

商 工 費

補 正 第 1 1 号

款 項	目 的	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 区	金 額	説 明			
					国 県 支 出 金	地 方 債	財 源					一 般 財 源		
							そ の 他	財 源						
								千 円					千 円	千 円
1 観 光 事 業 振 興 費		千 円 11,735	千 円 △514	千 円 11,221	千 円	千 円 △415	千 円 △99	千 円	千 円					
											7 報 償 費	△15	アマガ釣り大会記念品	
											10 需 用 費	△384	消耗品費 印刷製本費	△379 △5
											11 役 務 費	△4	郵送料 広告料	△2 △2
											12 委 託 料	△75	アマガ釣り大会運営業務委託料	
											13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△36	駐車料金 借地料	△30 △6
2 観 光 施 設 管 理 費		37,557	△1	37,556			△1							
											10 需 用 費	△1	食糧費	
3 は な ぞ の 温 泉 「 花 圃 の 里 」 運 営 費		18,768	△49	18,719			△49							
											26 公 課 費	△49	消費税	

商 工 費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						特別支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
		4 花園野外活動総合施設運営費	千円 1,898	千円 △4	千円 1,894	千円	千円	千円 △4		千円		
									26 公 課 費	△4	消費税	
8		土 木 費	1,354,203	△84,063	1,270,140	△103,225	24,700	△5,931	393			
	1	土木管理費	46,997	△187	46,810				△187			
		1 土木総務費	46,997	△187	46,810				△187			
										2 給 料	5 職員給	
										3 職員手当等	△52 管理職手当 △36 扶養手当 △1 通勤手当	
										4 共 済 費	△140 職員共済組合負担金	
2		道路橋梁費	289,998	△4,076	285,922		△3,800		△276			
		1 道路橋梁総務費	19,770	△449	19,321				△449			
										3 職員手当等	△349 扶養手当 △21 通勤手当 △133 期末勤勉手当	

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	特定財源	一般財源				
								千円	千円			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	千円 △100	職員共済組合負担金	千円
		2 道路維持費	57,603	1,000	58,603			1,000				
									12 委託料	1,000	除雪・融解作業委託料	
		3 道路新設改良費	120,100	△4,201	115,899		△3,800	△401				
									12 委託料	△2,020	町道妙寺2号線測量設計業務委託料 町道大谷長野線測量設計業務委託料	△1,010 △1,010
									14 工事請負費	△2,181	町道佐野20号線道路改良工事 町道妙寺37号線道路改良工事 町道笠田東6号線道路改良工事 町道大谷44号線道路改良工事	△508 △316 △131 △1,226
		4 社会資本整備総合交付金事業費	26,822	△426	26,396			△426				
									2 給料	△17	職員給	
									3 職員手当等	△109	通勤手当	
									4 共済費	△300	職員共済組合負担金	

土木費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						特定財源						
						国県支出金	地方債	その他	一般財源			
3	河川費	千円 59,660	千円 △2,348	千円 57,312	千円 △2,300	千円 △48				千円		
1	河川費	37,239	△2,348	34,891	△2,300	△48			14 工事請負費	△2,192	西淀田谷川河川浚渫工事	
									18 負担金、補助及び交付金	△156	県営河川事業負担金	
4	都市計画費	328,364	△8,293	320,071	△2,400	△5,931	38					
1	都市計画総務費	228,137	△6,864	221,273	△2,800	△1,027	△3,037					
									4 共済費	△90	職員共済組合負担金	
									12 委託料	△2,079	開発許可審査業務委託料	
									27 繰出金	△4,695	下水道事業会計繰出金	
2	公園費	38,131	△494	37,637		△494						
									3 職員手当等	△194	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当	
									4 共済費	△300	職員共済組合負担金	

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	特定財源	一般財源				
								千円	千円			
		3 公園整備事業費	千円 16,404	千円 16,404	千円 16,404	千円 400	千円	△400		千円		
		4 かつらぎ西部公園管理費	45,692	△935	44,757		△4,904	3,969				
									10 需用費	△473	燃料費 印刷製本費	△73 △400
									12 委託料	△51	消防用設備等点検委託料 クラブハウス清掃委託料	△11 △40
									13 使用料及び賃借料	△30	著作物使用料 かつらぎ西部公園オープン記念式典用品レンタル料	△10 △20
									14 工事請負費	△166	案内看板設置工事	
									17 備品購入費	△215	搭乗式芝刈り機	
5		住宅費	629,184	△69,159	560,025	33,200		866				
		1 住宅管理総務費	15,379	△373	15,006			△373				
									3 職員手当等	△103	期末勤勉手当	
									4 共済費	△270	職員共済組合負担金	

土 木 費

款 項	目 的	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分		説 明
					特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区	金 額	
6	木造住宅耐震化促進事業費	千円 11,083	千円 △3,785	千円 7,298	千円 △2,980	千円	千円 △805	千円		千円	
									12 委託料	△273	木造住宅耐震診断事業実施委託料
									18 負担金、補助及び交付金	△3,512	非木造住宅耐震診断補助金 △267 耐震ベッド・耐震シェルター設置補助金 △798 木造住宅耐震設計改修工事補助金（国費分） △129 木造住宅耐震改修工事補助金 △2,318
8	公営住宅等整備事業費	548,560	△61,925	486,635	△98,706	34,600	2,181				
									12 委託料	△5,265	妙寺団地第4期建替工事設計意図伝達業務委託料 △2,602 妙寺団地第4期建替工事監理業務委託料 △2,663
									14 工事請負費	△56,660	妙寺団地第4期建替工事
9	公営住宅等ストック総合改善事業費	20,867	△3,076	17,791	△1,539	△1,400	△137				

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								特定	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	12 委託料	千円 △1,180	志賀団地屋根外壁改修工事設計監理業務委託料 かつらぎ町営住宅長寿命化計画見直し業務委託料 △757 △423	
									14 工事請負費	△1,896	志賀団地屋根外壁改修工事	
9		消 防 費	525,020	△7,488	517,532	3,231		△2,601		△8,118		
	1	消 防 費	525,020	△7,488	517,532	3,231		△2,601		△8,118		
		2 非常備消防費	144,736	△5,940	138,796					△5,940		
									1 報酬	△42	消防審議会委員	
									2 給料	△9	職員給	
									3 職員手当等	△350	扶養手当 児童手当 通勤手当	
									4 共済費	△570	職員共済組合負担金	
									7 報償費	△2,762	消防団員退職報償費 退団者記念品 消防表彰記念品 △2,607 △124 △31	
									10 需用費	△30	修繕費	

消 防 費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
						補正額の財源						区分	金額
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源				
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	12	委託料	千円 △1,591	防火用水冬期通水業務委託料 出初式放水会場整地業務委託料	千円 △1,434 △157
									13	使用料及び 賃借料	△154	車借上料	
									17	備品購入費	△432	消防用ホース	
	3	消防施設管 理費	7,753	△5	7,748			△5					
									11	役務費	△5	タイヤ交換料	
	4	消防施設整 備費	28,677	△1,096	27,581	△1,100		4					
									17	備品購入費	△1,096	小型動力ポンプ 小型動力ポンプ積載車	△431 △665
	5	水防費	16,260	△4,852	11,408		△2,601	△2,251					
									1	報酬	△23	水防協議会委員	
									4	共济費	△4	非常勤公務災害負担金	
									10	需用費	△1	消耗品費	
									12	委託料	△4,546	樋門操作委託料	△2,604

消 防 費

補 正 第 1 1 号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明				
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			区分	金額		
														特定財源	
														千円	千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	仮設ポンプ設置及び撤去作業委託料 △1,942				
									14	△100	水防庫修繕工事				
									15	△178	水防資材費				
				△8											
		6 防災センター管理費	5,497	△8	5,489				18	△8	防火管理者講習会負担金				
		7 防災費	47,613	4,413	52,026	3,231	1,100	82							
									11	114	車登録手数料 無線免許申請手数料 車共済費 自賠責保険料	75 △1 21 19			
									12	△1,628	ハザードマップ作成業務委託料 全国瞬時警報システム更新業務委託料	△539 △1,089			
									17	5,934	災害活動支援車両 簡易トイレ テント	4,594 928 412			

消費費

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源				
													千円
10	1	教育費	1,450,253	△38,563	1,411,690	△2,656	△5,700	△120	△30,087	18 負担金、補助及び交付金	千円 △14	無線講習会負担金	
		教育総務費	374,400	△8,096	366,304	500			△8,596	26 公課費	7		自動車重量税
		2 事務局費	115,775	△439	115,336				△439	2 給料	△6	職員給	
										3 職員手当等	△71	扶養手当 通勤手当	△62 △9
										4 共済費	△375	職員共済組合負担金 特別職共済組合負担金	△370 △5
		3 教育諸費	75,838	△2,157	73,681	500			△2,657	18 負担金、補助及び交付金	13	退職手当負担金 旧恩給組合負担金	34 △21
										1 報酬	△53	教育支援委員会委員	
										12 委託料	△466	英語指導人材派遣委託料	

教育費

補正第 1 1 号

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他	一般財源			
			千円	千円	千円				17 備品購入費	千円 △1,594	スクールバス	
									18 負担金、補助及び交付金	△44	教科用図書採択負担金	
		4 学校給食費	181,873	△5,500	176,373			△5,500				
									10 需用費	△2,500	給食材料費	
									12 委託料	△3,000	給食業務委託料	
2		小学校費	364,186	△9,473	354,713	2,200		△9,451				
		2 小学校管理費	208,278	△1,413	206,865	2,200		△3,613				
									12 委託料	△1,413	笠田小学校空調機器更新工事設計監理業務委託料	
3		教育振興費	112,253	△6,934	105,319		△1,096	△5,838				
									7 報償費	△14	講師謝金	
									10 需用費	△123	消耗品費	
									12 委託料	△3,896	児童用情報端末OS更改業務委託料 △550	

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	財源				
								その他	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	児童用情報端末初期設定業務委託料 △248 児童用情報端末廃棄委託料 △3,098	
									17 備品購入費	△2,082	児童用情報端末	
									19 扶助費	△819	学用品費 修学旅行費 特別支援教育就学奨励費 PTA会費 △224 △197 △320 △78	
		4 紀の国緑育推進事業費	1,990	△1,126	864	△1,126						
									12 委託料	△868	紀の国緑育推進事業指導業務委託料	
									13 使用料及び賃借料	△258	車借上料	
3		中学校費	232,453	△9,053	223,400	△3,212		△5,841				
		1 中学校総務費	16,885	△23	16,862			△23				
									18 負担金、補助及び交付金	△23	日本スポーツ振興センター掛金 伊都地方中体連負担金 △14 △9	
		3 教育振興費	78,694	△9,030	69,664	△3,212		△5,818				

教育費

補正第 1 1 号

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
						国県支出金	特定財源				
							地方債	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	1 報	千円 △728	会計年度任用職員
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	3 職員手当等	△514	会計年度任用職員期末勤勉手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	4 共済費	△345	会計年度任用職員共済組合負担金 会計年度任用職員法定福利費
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	7 報償費	△1,852	部活動指導者謝金
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	8 旅費	△1,332	部活動指導者旅費 会計年度任用職員費用弁償
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	12 委託料	△2,121	生徒用情報端末 O S 更改業務委託料 生徒用情報端末初期設定業務委託料 生徒用情報端末廃棄委託料 プール送迎業務委託料 デジタル教材導入業務委託料
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	17 備品購入費	△1,303	生徒用情報端末 冷風機
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	19 扶助費	△835	学用品費 修学旅行費 特別支援教育就学奨励費
4		幼稚園費	29,682	5,558	35,240	3,808	1,750				

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明				
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源							
													千円	千円	千円	千円
													千円	千円	千円	千円
	1	幼稚園総務費	千円 29,290	千円 5,558	千円 34,848	千円 3,808	千円 △8,400	千円 1,750		千円						
5		社会教育費	327,122	△16,069	311,053	△1,030	△8,400	△6,639	19	5,558	私立幼稚園施設型給付金					
	1	社会教育総務費	89,842	△717	89,125	△360		△357								
									2	5	職員給					
									3	△262	扶養手当 通勤手当					
									4	△450	職員共済組合負担金					
	2	社会教育諸費	52,498	97	52,595	△12		109	18	△10	和歌山県社会教育主事等連絡協議会負担金					
									27	97	シビックセンター特別会計繰出金					
	3	放課後子ども教室推進事業費	293	△82	211	△53		△29								

教育費

補正第 11号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円					7 報償費	千円 △27	放課後子ども教室運営委員報償費
										13 使用料及び賃借料	△55	通学合宿布団レンタル料
		4 公民館総務費	2,189	△4	2,185				△4			
										18 負担金、補助及び交付金	△4	テレビ共同受信施設維持費 和歌山県公民館連絡協議会分担金
		5 公民館事業費	4,774	△536	4,238				△536			
										7 報償費	△158	高齢者学級講師謝金 公民館講座教室等講師謝金 スポーツレクリエーション行事報償費
										10 需用費	△278	印刷製本費
										13 使用料及び賃借料	△100	車借上料
		6 公民館管理費	128,432	△12,552	115,880	△10,600		△1,952				

教育費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
						国県支出金	特定財源	一般財源				
								地方債	その他			
			千円	千円	千円	千円	千円	12 委託料	千円 △12,552	三谷公民館整備工事実施設計業務委託料 △10,180 三谷こども園支援室撤去工事実施設計業務委託料 △2,372		
	7 文化財保護費	3,652	△80	3,572			△80					
								1 報酬	△60	文化財専門審議会委員 景観保全審議会委員		
								18 負担金、補助及び交付金	△20	文化財研究会補助金		
	10 文化財拠点施設整備事業費	14,972	△1,189	13,783	△615	2,200	△2,774					
								14 工事請負費	△1,189	文化財拠点施設整備工事		
	12 青少年センター運営費	7,124	△1,006	6,118	10		△1,016					
								7 報償費	△26	二十歳のつどい記念品		
								13 使用料及び賃借料	△5	駐車料金 有料道路通行料		

教育費

補正第 11号

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明				
						特別支出金	地方債	その他の財源	一般財源							
													千円	千円	千円	千円
													千円	千円	千円	千円
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	18 負担金、補助及び交付金	千円 △975	育成会活動費補助金 かつらぎ町青年団活動補助金 子ども会活動補助金	千円 △30 △90 △855				
6	保健体育費	122,410	△1,430	120,980			△120	△1,310								
	1 保健体育総務費	384	△80	304				△80								
									8 旅費	△62	職員旅費					
									18 負担金、補助及び交付金	△18	和歌山県スポーツ推進委員研究協議会負担金 近畿スポーツ推進委員研究協議会負担金 全国スポーツ推進委員研究協議会負担金	△8 △1 △9				
	2 保健体育振興費	3,543	△162	3,381				△162								
									1 報酬	△158	スポーツ推進審議会委員					
									4 共済費	△4	非常勤公務災害負担金					
	3 体育施設管理費	118,483	△1,188	117,295			△120	△1,068								
									2 給料	△7	職員給					

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の財源	一般財源			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	10 需用費	千円 △100	千円	消耗品費
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	12 委託料	△800	△300 △500	土壌検査業務委託料 農地災害復旧測量設計委託料
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	14 工事請負費	△5,000		農地災害復旧工事
		2 現年発生農業用施設補助災害復旧事業費	16,275	△16,275	0	△13,500	△1,300	△750			△725	
									8 旅費	△10		職員旅費
									10 需用費	△330	△230 △50 △50	消耗品費 燃料費 電気料
									11 役務費	△60	△30 △30	電話料 郵送料
									12 委託料	△800	△300 △500	土壌検査業務委託料 農業用施設災害復旧測量設計委託料
									14 工事請負費	△15,000		農業用施設災害復旧工事

災害復旧費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	特定財源	地方債	その他				一般財源
			千円	千円	千円					18 負担金、補助及び交付金	千円 △75	和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金	
		3 現年発生林道補助災害復旧事業費	5,900	△5,900	0	△4,500	△500		△900	10 需用費	△80	消耗品費 燃料費 電気料	
										11 役務費	△20	電話料 郵送料	
										12 委託料	△800	土壌検査業務委託料 林道災害復旧測量設計業務委託料	
										14 工事請負費	△5,000	林道災害復旧工事	
		4 現年発生林道単独災害復旧事業費	1,500	△1,500	0	△1,200		△300					
										14 工事請負費	△1,500	林道災害復旧工事 林道崩土取除工事	

款	項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明	
						国県支出金	特定財 地方債	財源					一般財源
								千円	千円				
5		過年発生農 地補助災害 復旧事業費	千円 1,800	千円 1,800	千円 1,800	千円 △233	千円 △5	千円 238		千円			
			千円 1,200	△1			△1						
2		公共土木施 設災害復旧 費	159,483	△56,651	102,832	△29,323	△31,500	4,172					
			34,100	△34,100	0	△20,010	△13,700	△390	14 工事請負費	△1	農業用施設災害復旧工事		
1		現年発生公 共土木施設 補助災害復 旧事業費											
									10 需用費	△600	消耗品費 燃料費	△400 △200	
									11 役務費	△200	電話料 郵送料	△100 △100	
								12 委託料	△3,300	土壤検査業務委託料 公共土木施設災害復旧測量設計業務委託料	△300 △3,000		

災害復旧費

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明					
						千円	千円	千円	千円				千円	千円			
															特定財源		一般財源
															国県支出金	地方債	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	14 工事請負費	千円	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事	千円 △20,000 △10,000					
		2 現年発生公共土木施設単独災害復旧事業費	19,609	△1,857	17,752		△1,900	43									
									14 工事請負費	△1,857	河川災害復旧工事 道路崩土取除工事 河川浚渫工事	△85 △145 △1,627					
		3 過年発生公共土木施設補助災害復旧事業費	96,274	△12,887	83,387	△9,313	△8,100	4,526									
									12 委託料	△4,908	公共土木施設災害復旧測量設計業務委託料						
									14 工事請負費	△7,979	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事	△2,891 △5,088					
		4 過年発生公共土木施設単独災害復旧事業費	9,500	△7,807	1,693		△7,800	△7									
									14 工事請負費	△7,807	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事	△2,969 △4,838					

諸支出金

補正第 1 1 号

款項	目	補正額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
					国県支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源			
13	諸支出金	千円 583,861	千円 58,317	千円 642,178	千円 52,612	千円 52,612	千円 5,705		千円		
1	基金費	583,861	58,317	642,178		52,612	5,705				
	4 ふるさと つらぎ基金 費	391,527	36,293	427,820		36,293					
								24 積立金	36,293	ふるさとかつらぎ基金積立金	
	5 企業版ふる さと納税基 金費	49	21,800	21,849		16,304	5,496				
								24 積立金	21,800	企業版ふるさと納税基金積立金	
14	11 森林環境議 与税基金費	8,456	224	8,680		15	209				
								24 積立金	224	森林環境議与税基金積立金	
	予備費	30,228	△76	30,152			△76				
1	予備費	30,228	△76	30,152			△76				
	1 予備費	30,228	△76	30,152			△76				
	歳出合計	12,961,351	△411,718	12,549,633	△292,232	△6,500	△147,786		34,800	△147,786	

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
地域交流センター長寿 命化事業	千円 3,100	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合は 、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に よ、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることができる。	千円 3,900	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他よ り融通を受 ける場合は 、融通先 の融通条件 による。た だし、町財 政の都合に よ、据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは、低利 に借り換え ることができる。
こども園庇整 備事業	12,600	〃	〃	〃	13,600	〃	〃	〃
こども園長寿 命化事業	5,700	〃	〃	〃	5,600	〃	〃	〃
飲料水供給 施設整備事 業	102,300	〃	〃	〃	102,900	〃	〃	〃
合併処理浄 化槽設置補 助金	2,900	〃	〃	〃	5,500	〃	〃	〃
高齢者肺炎 球菌予防接 種	700	〃	〃	〃	200	〃	〃	〃
一般会計出 資債(水道 事業)	78,900	〃	〃	〃	79,400	〃	〃	〃
斎場改修事 業	51,800	〃	〃	〃	53,400	〃	〃	〃
下水道事業 会計繰出金	4,600	〃	〃	〃	1,800	〃	〃	〃
かつらぎ西 部公園整備 事業	7,100	〃	〃	〃	7,500	〃	〃	〃
公共施設等 適正管理推 進事業(道 路改良)	23,800	〃	〃	〃	20,000	〃	〃	〃

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
公営住宅等 ストック総合 改善事業	千円 7,500	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることができ る。	千円 6,100	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることができ る。
妙寺団地建 替事業	274,200	〃	〃	〃	308,800	〃	〃	〃
公共事業等 債(急傾斜 地崩壊対 策)	1,100	〃	〃	〃	1,000	〃	〃	〃
河川浚渫事 業	9,600	〃	〃	〃	7,400	〃	〃	〃
消防施設整 備	21,600	〃	〃	〃	20,500	〃	〃	〃
全国瞬時警 報システム更 新	3,700	〃	〃	〃	2,600	〃	〃	〃
スクールバス 運行委託料	25,300	〃	〃	〃	27,100	〃	〃	〃
スクールバス 購入	6,900	〃	〃	〃	5,600	〃	〃	〃
三谷公民館 整備事業	37,800	〃	〃	〃	27,200	〃	〃	〃
文化財拠点 施設整備事 業	6,500	〃	〃	〃	8,700	〃	〃	〃
災害復旧事 業	76,300	〃	〃	〃	45,900	〃	〃	〃

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
こども園調理 設備更新事 業	千円				千円 1,000	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることができ る。
斎場長寿命 化事業					800	〃	〃	〃
ため池改修 事業(防災・ 減災・国土 強靱化緊急 対策事業)					1,300	〃	〃	〃
災害活動支 援車両購入					2,200	〃	〃	〃
小学校空調 改修事業					2,200	〃	〃	〃

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(一般)

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 支 給 率 (月分)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	3	22,200	6,074 (2.525)		227	28,501	6,042	34,543	
	議 員	12		8,666 (2.60)			45,451	9,879	55,330	
	そ の 他 の 特 別 職	46					7,512	59	7,571	
	計	61	22,200	14,740		227	81,464	15,980	97,444	
補 正 前	長 等	3	22,200	6,074 (2.525)		227	28,501	6,297	34,798	
	議 員	12		8,666 (2.60)			45,459	9,879	55,338	
	そ の 他 の 特 別 職	46					7,512	59	7,571	
	計	61	22,200	14,740		227	81,472	16,235	97,707	
比 較	長 等							△ 255	△ 255	
	議 員						△ 8		△ 8	
	そ の 他 の 特 別 職									
	計						△ 8	△ 255	△ 263	

給 与 費 明 細 書

(一般)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	共済費	超勤手当	地域手当		管理職手当	
補正後	285	千円 182,249	千円 745,961	千円 532,241	千円 292,709	千円 1,460,451	千円 1,753,160			
補正前	285	189,285	746,595	545,361	307,771	1,481,241	1,789,012			
比較		△ 7,036	△ 634	△ 13,120	△ 15,062	△ 20,790	△ 35,852			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特別勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円 20,947	千円 370,662	千円 20,460	千円 6,742	千円 528	千円 82,330	千円	千円	千円
補正前		22,927	376,628	22,529	8,165	528	82,977			11,445
比較		△ 1,980	△ 5,966	△ 2,069	△ 1,423		△ 647			11,460
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当					計
補正後		千円 13,900	千円 1,831	千円 2,396	千円 1,000	千円	千円	千円		千円
補正前		14,920	1,831	2,396	1,000					532,241
比較		△ 1,020			1,000					545,361
										△ 13,120

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 634		精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 8,891		精算に伴う職員給料減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,657
補正前	6,709

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費		合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費		
補正後	人 182	千円 745,961	千円 465,623	千円 1,211,584	千円 251,415	千円 1,462,999		
補正前	182		474,514	1,221,109	262,751	1,483,860		
比較			△ 634	△ 9,525	△ 11,336	△ 20,861		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円 20,947	千円 308,890	千円 15,614	千円 6,742	千円 82,330	千円	千円 11,445
補正前		22,927	310,888	17,422	8,165	82,977		11,460
比較		△ 1,980	△ 1,998	△ 1,808	△ 1,423	△ 647		△ 15
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当			計
補正後		千円 13,900	千円 1,831	千円 2,396	千円 1,000	千円	千円	千円 465,623
補正前		14,920	1,831	2,396	1,000			474,514
比較		△ 1,020						△ 8,891

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 634	精算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 8,891	精算に伴う職員給料減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	6,657
補正前	6,709

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	共 済 費	超 勤 手 当		
補正後	103	182,249	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前	103	189,285		66,618	70,847	41,294	290,161		
比較		△ 7,036		△ 4,229	△ 11,265	△ 3,726	△ 14,991		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後			61,772	4,846					
補正前			65,740	5,107					
比較			△ 3,968	△ 261					
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後									66,618
補正前									70,847
比較									△ 4,229

議案第 21 号

令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）

令和7年度かつらぎ町シビックセンター特別会計補正予算（第2号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,303千円を減額し、歳入歳出それぞれ177,362千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

総合文化会館改修事業費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第2号）

第1表
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		52,235	97	52,332
	1 一般会計繰入金	52,235	97	52,332
5 町債		108,300	△1,400	106,900
	1 町債	108,300	△1,400	106,900
補正されなかった款項にかかる分		18,130		18,130
歳入合計		178,665	△1,303	177,362

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		158,598	△1,432	157,166
	1 総務管理費	158,598	△1,432	157,166
3 公債費		3,080	129	3,209
	1 公債費	3,080	129	3,209
補正されなかった款項にかかる分		16,987		16,987
歳出合計		178,665	△1,303	177,362

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)	款	補正前の額	補正額	計
	2 繰入金	52,235	97	52,332
	5 町債	108,300	△1,400	106,900
	補正されなかった款項にかかる分	18,130		18,130
	歳入合計	178,665	△1,303	177,362

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特	財源	
					定	源	
					出	地	そ
					金	方	の
						債	他
							一
							般
							財
							源
	1 総務費	158,598	△1,432	157,166		△1,400	△32
	3 公債費	3,080	129	3,209			129
	補正されなかった款項にかかる分	16,987		16,987			
	歳出合計	178,665	△1,303	177,362		△1,400	97

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2		繰入金	千円 52,235	千円 97	千円 52,332		千円	
	1	一般会計繰入金	52,235	97	52,332			
		1 一般会計繰入金	52,235	97	52,332			
						1 一般会計繰入金	97	52, 332 - 52, 235
5		町債	108,300	△1,400	106,900			
	1	町債	108,300	△1,400	106,900			
		1 総務債	108,300	△1,400	106,900			
						1 総務債	△1,400	公共施設等適正管理推進事業 総合文化会館改修事業 106,900 - 108,300 △1,400
		歳入合計	178,665	△1,303	177,362			

2. 歳出

総務費

補正第2号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
						特定財源		その他	区分		金額		
						国県支出金	地方債						
1		総務費	千円 158,598	千円 △1,432	千円 157,166	千円	千円 △1,400	千円	千円 △32			千円	
	1	総務管理費	158,598	△1,432	157,166		△1,400		△32				
		1 施設管理費	158,598	△1,432	157,166		△1,400		△32				
										12 委託料		△219	大ホール音響設備改修工事監理業務委託料 舞台吊物巻上機改修工事監理業務委託料 舞台吊物改修工事設計業務委託料 大ホール空調設備改修工事設計業務委託料 △4 △6 △168 △41
										14 工事請負費		△1,213	大ホール音響設備改修工事
3		公債費	3,080	129	3,209				129				
	1	公債費	3,080	129	3,209				129				
		2 利子	3,080	129	3,209				129				
										22 償還金、利子及び割引料		129	通常償還利子
		歳出合計	178,665	△1,303	177,362		△1,400		97				

第 2 表 地方債補正

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還方法	限度額	起債の方法	利 率	償還方法
総合文化会 館改修事業	千円 108,300	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることができ る。	千円 106,900	普通貸借又 は証券発行	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	政府資金銀 行その他より 融通を受ける 場合は、融通 先の融通条件 による。ただ し、町財政の 都合により、据 置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは、 低利に借り換 えることができ る。

議案第 22 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,401千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,427,526千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

保険給付費等交付金の増額及び職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		392,641	△165	392,476
	1 国民健康保険税	392,641	△165	392,476
2 使用料及び手数料		162	△30	132
	1 手数料	162	△30	132
3 県支出金		1,746,712	1,747	1,748,459
	1 県負担金・補助金	1,743,551	1,748	1,745,299
	2 財政安定化基金支出金	1	△1	0
5 繰入金		223,157	△1,051	222,106
	1 他会計繰入金	183,157	△1,051	182,106
7 諸収入		17,791	1,900	19,691
	1 延滞金加算金及び過料	3,065	1,900	4,965
補正されなかつた款項にかかると分		44,662		44,662
歳入合計		2,425,125	2,401	2,427,526

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		41,807	△752	41,055

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 総務管理費	39,435	△252	39,183
	2 徴税費	2,209	△500	1,709
4 財政安定化基金拠出金		1	△1	0
	1 財政安定化基金拠出金	1	△1	0
6 諸支出金		60,727	△358	60,369
	3 繰出金	11,089	△358	10,731
7 予備費		1,000	3,512	4,512
	1 予備費	1,000	3,512	4,512
	補正されなかつた款項にかかる分	2,321,590		2,321,590
	歳出合計	2,425,125	2,401	2,427,526

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 5 号)

1. 総括表

(単位：千円)

歳入	款	補正前の額	補正額	計
1	国民健康保険税	392,641	△165	392,476
2	使用料及び手数料	162	△30	132
3	県支出金	1,746,712	1,747	1,748,459
5	繰入金	223,157	△1,051	222,106
7	諸収入	17,791	1,900	19,691
	補正されなかった款項にかかる分	44,662		44,662
歳入	合計	2,425,125	2,401	2,427,526

(単位：千円)

歳出	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					財源			
					特	定	財	源
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務費	41,807	△752	41,055			△30	△722
4	財政安定化基金拠出金	1	△1	0	△1			
6	諸支出金	60,727	△358	60,369	△29			△329
7	予備費	1,000	3,512	4,512				3,512
	補正されなかった款項にかかる分	2,321,590		2,321,590	1,777		1,900	△3,677
歳出	合計	2,425,125	2,401	2,427,526	1,747		1,870	△1,216

1. 歳入

国民健康保険税

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1		国民健康保険税	千円 392,641	千円 △165	千円 392,476		千円	
	1	国民健康保険税	392,641	△165	392,476			
		1 国民健康保険税	392,641	△165	392,476			
						1 医療給付費分現年課税分	4,357	263,272-258,915
						2 後期高齢者支援金分現年課税分	△3,255	88,843-92,098
						3 介護納付金分現年課税分	△1,267	29,189-30,456
2		使用料及び手数料	162	△30	132			
	1	手数料	162	△30	132			
		1 督促手数料	161	△30	131			
						1 督促手数料	△30	131-161
3		県支出金	1,746,712	1,747	1,748,459			
	1	県負担金・補助金	1,743,551	1,748	1,745,299			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 保険給付費等交付金	千円 1,743,551	千円 1,748	千円 1,745,299		千円	
						2 保険給付費等交付金(特別交付金)	1,748	保険者努力支援分 6,782-5,480 天診分 699-728 国保ヘルスアップ事業 5,019-4,054 特定健診等負担金 4,704-5,194
2		財政安定化基金支出金	1	△1	0			
		1 財政安定化基金交付金	1	△1	0			
						1 財政安定化基金交付金	△10-1	
5		繰入金	223,157	△1,051	222,106			
1		他会計繰入金	183,157	△1,051	182,106			
		1 一般会計繰入金	183,157	△1,051	182,106			
						2 職員給与費等繰入金	△722	33,946-34,668
						5 その他一般会計繰入金	△329	天診分 6,033-6,362

諸 収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
7		諸 収 入	千円 17,791	千円 1,900	千円 19,691		千円	千円
1		延滞金加算金及 び過料	3,065	1,900	4,965			
		1 延滞金	3,064	1,900	4,964			
						1 延滞金		1,900 4, 9 6 4 - 3, 0 6 4
		歳入合計	2,425,125	2,401	2,427,526			

2. 歳出

総務費

補正第5号

款	項	目	補正前額 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明	
						国県支出金	地方債	財源					一般財源
								千円	千円				
1		総務費	千円 41,807	千円 △752	千円 41,055	千円	千円	千円	千円	千円			
	1	総務管理費	39,435	△252	39,183			△252					
		1 一般管理費	33,707	△252	33,455			△252					
										2 給料	6 職員給		
										3 職員手当等	△146	通勤手当	
										4 共済費	△120	職員共済組合負担金	
										18 負担金、補助及び交付金	8 退職手当負担金 旧恩給組合負担金	9 △1	
2		徴税費	2,209	△500	1,709			△30	△470				
		1 賦課徴収費	2,209	△500	1,709			△30	△470				
										10 需用費	△500	印刷製本費	
3		国民健康保険事業費納付金	573,983		573,983	1,302		1,900	△3,202				
	1	医療給付費分	411,444		411,444	1,302		1,330	△2,632				

国民健康保険事業費納付金

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
						国県支出金	特定財源	地方債	その他の	一般財源	区分		金額
		1 医療給付費 分	千円 411,444	千円	千円 411,444	千円 1,302		千円 1,330	千円 △2,632		千円		
2		後期高齢者 支援金等分	121,679		121,679			380	△380				
		1 後期高齢者 支援金等分	121,679		121,679			380	△380				
3		介護納付金 分	40,860		40,860			190	△190				
		1 介護納付金 分	40,860		40,860			190	△190				
4		財政安定化 基金拠出金	1	△1	0	△1							
	1	財政安定化 基金拠出金	1	△1	0	△1							
		1 財政安定化 基金拠出金	1	△1	0	△1							
										18 負担金、補 助及び交付 金	△1	財政安定化基金拠出金	
5		保健事業費	22,816		22,816	475			△475				

保健事業費

補正第5号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源				区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源			
	1	保健事業費	千円 6,701	千円	千円 6,701	千円 965	千円	千円 △965	千円 △965		千円	
		1 保健事業費	6,701		6,701	965		△965	△965			
	2	特定健康診査等事業費	16,115		16,115	△490		490	490			
		1 特定健康診査等事業費	16,115		16,115	△490		490	490			
6		諸支出金	60,727	△358	60,369	△29		△329	△329			
	3	繰出金	11,089	△358	10,731	△29		△329	△329			
		1 直営診療施設勘定繰出金	7,090	△358	6,732	△29		△329	△329			
										27 繰出金	△358	天野診療所事業特別会計繰出金
7		予備費	1,000	3,512	4,512			3,512	3,512			
	1	予備費	1,000	3,512	4,512			3,512	3,512			
		1 予備費	1,000	3,512	4,512			3,512	3,512			
		歳出合計	2,425,125	2,401	2,427,526	1,747	1,870	△1,216	△1,216			

給 与 費 明 細 書

(国民健康保険事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	共 済 費	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当		
補正後	人 4	千円 2,561	千円 10,225	千円 7,094	千円 3,890	千円 19,880	千円 23,770		
補正前	4	2,561	10,219	7,240	4,010	20,020	24,030		
比較			6	△ 146	△ 120	△ 140	△ 260		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円 306	千円 5,195	千円 120	千円	千円 27	千円 1,137	千円	千円
補正前		306	5,195	266		27	1,137		
比較				△ 146					
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後		千円 300	千円	千円 9	千円	千円	千円	千円	千円 7,094
補正前		300		9					7,240
比較									△ 146

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	6	昇給に伴う職員給料増	
職員手当	△ 146	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	5,457
補正前	5,504

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当		
補正後	人 3	千円 10,225	千円 10,219	千円 6,147	千円 16,372	千円 3,201	千円 19,573		
補正前	3		10,219	6,293	16,512	3,321	19,833		
比較			6	△ 146	△ 140	△ 120	△ 260		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円 306	千円 4,248	千円 120	千円	千円 27	千円 1,137	千円	千円
補正前		306	4,248	266		27	1,137		
比較				△ 146					
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後		千円 300	千円	千円 9	千円	千円	千円	千円	千円
補正前		300		9					6,147
比較									6,293
									△ 146

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	6	昇給に伴う職員給料増	
職員手当	△ 146	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	5,457
補正前	5,504

(国民健康保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	計	地 域 手 当			管 理 職 手 当	
補正後	人 1	千円 2,561	千円	千円 947	千円 3,508	千円 689	千円 4,197				
補正前	1	2,561		947	3,508	689	4,197				
比較											
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当		
	補正後	千円	千円 947	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	補正前		947								
	比較		947								
	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当					計	
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	947
補正前										947	
比較											

議案第 23 号

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業
特別会計補正予算（第4号）

令和7年度かつらぎ町国民健康保険天野診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ358千円を減額し、歳入歳出それぞれ7,204千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第4号）

第1表
（歳入）

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		7,090	△358	6,732
	1 事業勘定繰入金	7,090	△358	6,732
補正されなかつた款項にかかると分		472		472
歳入	合計	7,562	△358	7,204

（歳出）

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		7,342	△358	6,984
	1 施設管理費	7,342	△358	6,984
補正されなかつた款項にかかると分		220		220
歳出	合計	7,562	△358	7,204

歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)	款	補正前の額	補正額	計
	2 繰入金	7,090	△358	6,732
	補正されなかつた款項にかかる分	472		472
	歳入合計	7,562	△358	7,204

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特 定 財 源		
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	1 総務費	7,342	△358	6,984			△358
	補正されなかつた款項にかかる分	220		220			
	歳出合計	7,562	△358	7,204			△358

1. 歳入

繰入金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
						区分	金額		
2		繰入金	千円 7,090	千円 △358	千円 6,732		千円		千円
	1	事業勘定繰入金	7,090	△358	6,732				
		1 事業勘定繰入金	7,090	△358	6,732				
						1 事業勘定繰入金		△358	6,732 - 7,090
		歳入合計	7,562	△358	7,204				

2. 歳出

総務費

補正第4号

款	項	目	補正額の	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源			区分	金額
1		総務費	千円 7,342	千円 △358	千円 6,984	千円	千円	千円	千円				
	1	施設管理費	7,342	△358	6,984			△358					
		1 一般管理費	7,342	△358	6,984			△358					
									3 職員手当等	△134	期末勤勉手当		
									4 共済費	△160	職員共済組合負担金		
									7 報償費	△32	医師報償費		
									18 負担金、補助及び交付金	△32	退職手当負担金		
		歳出合計	7,562	△358	7,204			△358					

給 与 費 明 細 書

(天野診療所事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職員手当	職員手当	住居手当	特殊勤務手当		超勤手当	地域手当
補正後	人 2	千円 132	千円 3,213	千円 1,090	千円 4,435	千円 823	千円 5,258			
補正前	2	132	3,213	1,224	4,569	983	5,552			
比較				△ 134	△ 134	△ 160	△ 294			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			812	60			218			
比較			946	60			218			
職員手当 の内 訳			△ 134							
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前									1,090	
比較									1,224	
									△ 134	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	内 訳	備 考
給料				
職員手当	△ 134		精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	4,284
補正前	4,418

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当		地 域 手 当	管 理 職 手 当
補正後	人 1	千円	千円 3,213	千円 1,071	千円 4,284	千円 821	千円 5,105			
補正前	1		3,213	1,205	4,418	981	5,399			
比較				△ 134	△ 134	△ 160	△ 294			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			812	41			218			
比較			946	41			218			
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前									1,071	
比較									1,205	
									△ 134	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	△ 134	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	4,284
補正前	4,418

(天野診療所事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	共 済 費	合 計		地 域 手 当	管 理 職 手 当
補正後	人 1	千円 132	千円	千円 19	千円 151	千円 2	千円 153			
補正前	1	132		19	151	2	153			
比較										
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円	千円	千円 19	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前				19						
比較										
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	19
補正前										19
比較										

議案第 24 号

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ69千円を追加し、歳入歳出それぞれ672,703千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

特別調整交付金の増額及び職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		389,993	△1,048	388,945
	1 一般会計繰入金	389,993	△1,048	388,945
5 諸収入		682	1,117	1,799
	2 雑入	680	1,117	1,797
補正されなかった款項にかかる分		281,959		281,959
歳入合計		672,634	69	672,703

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,847	△34	14,813
	1 総務管理費	13,495	△34	13,461
3 諸支出金		2,332	103	2,435
	1 償還金及び選付加算金	226	103	329
補正されなかった款項にかかる分		655,455		655,455
歳出合計		672,634	69	672,703

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 5 号)

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)	款	補正前の額	補正額	計
	3 繰入金	389,993	△1,048	388,945
	5 諸収入	682	1,117	1,799
	補正されなかつた款項にかかる分	281,959		281,959
	歳入合計	672,634	69	672,703

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特	財源	
					国県支出金	地方債	その他
	1 総務費	14,847	△34	14,813			1,117
	3 諸支出金	2,332	103	2,435			103
	補正されなかつた款項にかかる分	655,455		655,455			
	歳出合計	672,634	69	672,703			1,117
							△1,151
							103
							△1,048

1. 歳入

繰入金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
3	繰入金	千円 389,993	千円 △1,048	千円 388,945		千円	
1	一般会計繰入金	389,993	△1,048	388,945			
	1 一般会計繰入金	389,993	△1,048	388,945			
					3 職員給与費等繰入金	△1,048	11,619-12,667
5	諸収入	682	1,117	1,799			
2	雑収入	680	1,117	1,797			
	1 雑収入	680	1,117	1,797			
					1 雑収入	1,117	特別調整交付金
	歳入合計	672,634	69	672,703			

2. 歳出

総務費

補正第5号

款	項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
						国県支出金	特定財源	地方債	その他		区分	金額		
														千円
1		総務費	千円 14,847	千円 △34	千円 14,813	千円 1,117	千円 1,117	千円 △1,151	千円 △1,151				千円	
	1	総務管理費	13,495	△34	13,461		1,117	△1,151						
		1 一般管理費	13,495	△34	13,461		1,117	△1,151						
										3 職員手当等		△27	通勤手当	
										4 共済費		△10	職員共済組合負担金	
										18 負担金、補助及び交付金		3	退職手当負担金	
3		諸支出金	2,332	103	2,435				103					
	1	償還金及び還付加算金	226	103	329				103					
		1 保険料還付金	225	103	328				103					
										22 償還金、利子及び割引料		103	保険料還付金	
		歳出合計	672,634	69	672,703		1,117	△1,048						

給 与 費 明 細 書

(後期高齢者医療事業)

2. 一 般 職 (1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	共 済 費	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当		
補正後	1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前			3,741	2,118	1,133	5,859	6,992		
比較			3,741	2,145	1,143	5,886	7,029		
				△ 27	△ 10	△ 27	△ 37		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前			1,517	108			492		
比較			1,517	135			492		
				△ 27					
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当				計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前				1					2,118
比較				1					2,145
									△ 27

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料				
職員手当	△ 27	精算に伴う職員手当減		

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,859
補正前	5,886

(後期高齢者医療事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	報 酬	職 員 手 当	計		
補正後	1	千円	千円 3,741	千円 2,118	千円	千円 5,859	千円 1,133	千円 6,992	
補正前	1		3,741	2,145	5,886	1,143	7,029		
比較				△ 27	△ 27	△ 10	△ 37		
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前			1,517	108			492		
比較			1,517	135			492		
比較				△ 27					
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前				1					2,118
比較				1					2,145
比較									△ 27

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料			
職員手当	△ 27	精算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費 (千円)
補正後	5,859
補正前	5,886

(後期高齢者医療事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 料				与 費				合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	共 済 費	超 勤 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当			
補正後	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前												
比較												
職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当			
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	補正前											
比較												
職員手当 の内訳	区分	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計			
	補正後	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	補正前											
比較												

議案第 25 号

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ22,494千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,804,528千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

介護給付費の増額及び職員人件費の減額等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第5号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4	支払基金交付金	680,606	6,264	686,870
	1 支払基金交付金	680,606	6,264	686,870
5	県支出金	393,923	4,160	398,083
	1 県負担金	371,924	4,160	376,084
7	繰入金	512,656	12,070	524,726
	1 一般会計繰入金	445,639	2,194	447,833
	2 基金繰入金	67,017	9,876	76,893
	補正されなかった款項にかかると分	1,194,849		1,194,849
	歳入合計	2,782,034	22,494	2,804,528

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	78,047	△706	77,341
	1 総務管理費	59,886	△706	59,180
2	保険給付費	2,466,828	23,200	2,490,028
	1 介護サービス等諸費	2,234,880	23,200	2,258,080
	補正されなかった款項にかかると分	237,159		237,159

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	2,782,034	22,494	2,804,528
	合			
	計			

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 5 号)

1. 総括表

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
			補正額	計
4 支払基金交付金	680,606	6,264		686,870
5 県支出金	393,923	4,160		398,083
7 繰入金	512,656	12,070		524,726
補正されなかった款項にかかる分	1,194,849			1,194,849
歳入合計	2,782,034	22,494		2,804,528

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	78,047	△706	77,341				△706
2 保険給付費	2,466,828	23,200	2,490,028	4,160		6,264	12,776
補正されなかった款項にかかる分	237,159		237,159				
歳出合計	2,782,034	22,494	2,804,528	4,160		6,264	12,070

1. 歳入

支払基金交付金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
	4	支払基金交付金	千円 680,606	千円 6,264	千円 686,870		千円	
	1	支払基金交付金	680,606	6,264	686,870			
		1 介護給付費交付金	665,908	6,264	672,172			
						1 現年度分	6,264	672,172, 172-665, 908
	5	県支出金	393,923	4,160	398,083			
	1	県負担金	371,924	4,160	376,084			
		1 介護給付費負担金	371,924	4,160	376,084			
						1 現年度分	4,160	376,084-371, 924
	7	繰入金	512,656	12,070	524,726			
	1	一般会計繰入金	445,639	2,194	447,833			
		1 介護給付費繰入金	308,291	2,900	311,191			
						1 現年度分	2,900	311,191-308, 291
		6 その他一般会計繰入金	77,173	△706	76,467			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円	1 職員給与費等繰入金	千円 △706	68,780-69,486 千円
2		基金繰入金	67,017	9,876	76,893			
		1 介護保険事業基金繰入金	67,017	9,876	76,893	1 介護保険事業基金繰入金	9,876	76,893-67,017
		歳入合計	2,782,034	22,494	2,804,528			

2. 歳出

総務費

款	項	目	補正前額 千円	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額 千円	説明
						特定財源						
						国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1		総務費	千円 78,047	千円 △706	千円 77,341	千円	千円	千円	千円 △706		千円	
	1	総務管理費	59,886	△706	59,180				△706			
		1 一般管理費	59,507	△706	58,801				△706			
										2 給料	△68	職員給
										3 職員手当等	△245	扶養手当 児童手当 通勤手当 期末勤勉手当
										4 共济費	△360	職員共济組合負担金
										18 負担金、補助及び交付金	△33	退職手当負担金 旧恩給組合負担金
2		保険給付費	2,466,828	23,200	2,490,028	4,160		6,264	12,776			
	1	介護サービス等諸費	2,234,880	23,200	2,258,080	4,160		6,264	12,776			
		2 施設介護サービス給付費	1,100,000	25,200	1,125,200	4,410		6,804	13,986			

款	項	目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明	
						国県支出金	特定財源	地方債	その他				一般財源
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		3 地域密着型介護サービス給付費	196,311	△2,000	194,311	△250	△540	△1,210		18 負担金、補助及び交付金	25,200	施設介護サービス給付費	
										18 負担金、補助及び交付金	△2,000	地域密着型介護サービス給付費	
		歳出合計	2,782,034	22,494	2,804,528	4,160	6,264	12,070					

給 与 費 明 細 書

(介護保険事業)

2. 一 般 職 員 (1) 総 括

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当		超 勤 手 当	地 域 手 当
補正後	9	千円 14,790	千円 11,629	千円 13,347	千円 39,766	千円 7,842	千円 47,608			
補正前	9	14,790	11,697	13,592	40,079	8,202	48,281			
比較			△ 68	△ 245	△ 313	△ 360	△ 673			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前		76	10,757	677	294		1,601			
比較		△ 76	△ 9	737	294		1,601			
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前		100		18					13,347	
比較		△ 100		18					13,592	
									△ 245	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員を除く)

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由	別 内 訳	備 考
給料	△ 68		清算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 245		清算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

職員 1 人当たり給与費の状況

区分	1 人当たり給与費 (千円)
補正後	6,249
補正前	6,353

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 料			与 費			合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 勤 手 当		地 域 手 当	管 理 職 手 当
補正後	人 3	千円 11,629	千円 11,629	千円 7,118	千円 18,747	千円 3,789	千円 22,536			
補正前	3		11,697	7,363	19,060	4,149	23,209			
比較			△ 68	△ 245	△ 313	△ 360	△ 673			
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前		76	5,077	128	294		1,601			
比較		△ 76	△ 9	△ 60			1,601			
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計	
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前		100		18					7,118	
比較		△ 100		18					7,363	
									△ 245	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	△ 68	清算に伴う職員給料減	
職員手当	△ 245	清算に伴う職員手当減	

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,249
補正前	6,353

(介護保険事業)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費	計	地 域 手 当			管 理 職 手 当	
補正後	人 6	千円 14,790	千円	千円 6,229	千円 21,019	千円 4,053	千円 25,072	千円 25,072	千円		
補正前	6	14,790		6,229	21,019	4,053	25,072				
比較											
区分		扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当		
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前			5,680	549							
比較			5,680	549							
区分		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当				計		
補正後		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前									6,229		
比較									6,229		

議案第 26 号

令和7年度かつらぎ町水道事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部

収入 (単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	283,867	2,372	286,239
第1項 営業収益	241,821	1,250	243,071
第2項 営業外収益	39,645	1,122	40,767

支出 (単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	321,425	△8,898	312,527
第1項 営業費用	294,020	△8,898	285,122

(2) 簡易水道の部

収入 (単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	115,299	1,384	116,683
第1項 営業収益	54,054	652	54,706
第2項 営業外収益	61,244	732	61,976

支出 (単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	133,629	1,970	135,599
第1項 営業費用	125,219	1,970	127,189

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収入 (単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	4,305	△59	4,246
第1項 営業収益	3,101	△59	3,042

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「220,199千円」を「188,375千円」に、過年度分損益勘定留保資金「161,421千円」を「140,708千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「48,778千円」を「37,667千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(1) 上水道の部
収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	265,898	1,025	266,923
第2項 補償金	6,363	△775	5,588
第6項 出資金	78,900	500	79,400
第7項 企業債	179,300	1,300	180,600

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	466,984	△11,686	455,298
第1項 建設改良費	426,034	△11,686	414,348

(2) 簡易水道の部

収入

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	125,403	△22,773	102,630
第3項 国庫支出金	32,000	△2,774	29,226
第6項 出資金	6,619	1	6,620
第7項 企業債	75,000	△20,000	55,000

支出

(単位：千円)

款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	143,135	△25,932	117,203
第1項 建設改良費	110,564	△25,932	84,632

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水管布設事業	62,500	証書借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	35,100	証書借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。
施設整備事業	191,800	〃	〃	〃	200,500	〃	〃	〃

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

建設改良費の減額等を予算措置いたしたい。

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算総括表

(単位：千円)

款	既 決 予 定 額		補 正 額		計
	上水道の部	簡易水道の部	上水道の部	簡易水道の部	
(収 益 的 収 入)					
1 水 道 事 業 収 益	283,867	115,299	2,372	1,384 △	407,168
(資 本 的 収 入)					
1 資 本 的 収 入	265,898	125,403	1,025	22,773 △	370,405
収 入 合 計	549,765	240,702	3,397	21,389 △	777,573
(収 益 的 支 出)					
1 水 道 事 業 費 用	321,425	133,629	8,898	1,970	454,570
(資 本 的 支 出)					
1 資 本 的 支 出	466,984	143,135	11,686	25,932 △	574,734
支 出 合 計	788,409	276,764	20,584	23,962 △	1,029,304
収 支 差 引	△ 238,644	△ 36,062	23,981	2,573 △	△ 251,731

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第6号)

(上 水 道 の 部)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収 益 的 収 入)				
1 水道事業収益	283,867	2,372		286,239
(資 本 的 収 入)				
1 資本的収入	265,898	1,025		266,923
収 入 合 計	549,765	3,397		553,162

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の 予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(収 益 的 支 出)							
1 水道事業費用	321,425	△ 8,898	312,527				△ 8,898
(資 本 的 支 出)							
1 資本的支出	466,984	△ 11,686	455,298		1,300	500	△ 13,486
支 出 合 計	788,409	△ 20,584	767,825		1,300	500	△ 22,384

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 283,867	千円 2,372	千円 286,239		千円	
	営業収益	241,821	1,250	243,071			
	1 給水収益	239,208	2,100	241,308			
					1 水道料金	2,100	水道料金
	3 その他の営業収益	2,393 △	850	1,543			
					1 材料売却 収益	△ 850	給水装置材料
2	営業外収益	39,645	1,122	40,767			
	1 受取利息及び 配当金	754	370	1,124			
					1 預金利息	370	預金利息
	5 長期前受金戻 入	31,577	752	32,329			
					1 長期前受 金戻入	752	受贈財産評価額長期前受金戻入 他会計補助金長期前受金戻入
	収入合計	283,867	2,372	286,239			696 56

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	明
					特	財源			区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1	水道事業費用	321,425	8,898	312,527				△ 8,898				
1	営業費用	294,020	8,898	285,122				△ 8,898				
	1 原水浄水費	50,652	9,435	41,217				△ 9,435				
									16 委託料	△ 2,035		送水ポンプ整備業務委託料
									20 動力費	△ 7,400		揚水電気料
	2 配水給水費	50,000	1,260	48,740				△ 1,260				
									16 委託料	△ 1,260		配水管漏水調査業務委託料
	4 総係費	83,659	637	83,022				△ 637				
									1 給料	△ 8		職員給
									6 法定福利費	△ 640		共済組合負担金
									9 退職手当負担金	11		退職手当負担金
									担金			旧恩給組合負担金
												△ 3
	5 減価償却費	107,679	2,434	110,113				2,434				
									1 有形固定資産減価償却費	2,434		建物減価償却 構築物減価償却 機械及び装置減価償却
												63 2,126 245
	支出合計	321,425	8,898	312,527				△ 8,898				

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 265,898	千円 1,025	千円 266,923		千円	
	補償金	6,363 △	775	5,588			
2	1 補償金	6,363 △	775 △	5,588			
					1 補償金 △	775	公共工事に伴う水道管移設工事補償金
6	出資金	78,900	500	79,400			
	1 出資金	78,900	500	79,400			
7	企業債	179,300	1,300	180,600		500	一般会計出資金
	1 建設改良のための企業債	179,300	1,300	180,600			
					1 建設改良のための企業債	1,300	妙寺配水池更新事業 山崎飲料水供給施設減圧弁取付事業
	収入合計	265,898	1,025	266,923			1,100 200

5. 支出(資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特 定 財 源				区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1	資本的支出	466,984	11,686	455,298		1,300	500	13,486			
	建設改良費	426,034	11,686	414,348		1,300	500	13,486			
	3 改良更新費	425,396	11,686	413,710		1,300	500	13,486	16 委託料	△	老朽管布設替等設計業務委託料 △ 1,459 妙寺配水池更新工事監理業務委託料 △ 100 公共工事に伴う水道管布設替設計業務委託料 △ 1,412
									23 工事請負費	△	公共工事に伴う水道管移設工事 △ 5,000 電気設備更新工事 △ 3,000 柏木シーケンサ更新工事 △ 55 中央監視ハードディスク更新工事 △ 660
	支出合計	466,984	11,686	455,298		1,300	500	13,486			

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第6号)

(簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	115,299	1,384		116,683
(資本的収入)				
1 資本的収入	125,403	△ 22,773		102,630
収入合計	240,702	△ 21,389		219,313

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 水道事業費用	133,629	1,970	135,599			1,970
(資本的支出)						
1 資本的支出	143,135	△ 25,932	117,203	△ 2,774	△ 20,000	1
支出合計	276,764	△ 23,962	252,802	△ 2,774	△ 20,000	1

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 115,299	千円 1,384	千円 116,683		千円	
	1 営業収益	54,054	652	54,706			
	1 給水収益	53,522	652	54,174			
2	営業外収益	61,244	732	61,976			
	1 受取利息及び 配当金	41	108	149			
	5 長期前受金戻 入	43,644	624	44,268			
					1 水道料金	652	水道料金
					1 預金利息	108	預金利息
					1 長期前受 金戻入	624	受贈財産評価額長期前受金戻入
	収入合計	115,299	1,384	116,683			

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特 定 財 源				区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1	水道事業費用	千円 133,629	千円 1,970	千円 135,599	千円	千円	千円	千円			千円
1	営業費用	125,219	1,970	127,189			1,970				
	4 総係費	13,401 △	123	13,278			△	123	2 手 当	△	66 通勤手当
									6 法定福利費	△	60 共済組合負担金
									9 退職手当負担金		3 退職手当負担金
	5 減価償却費	61,808	2,093	63,901			2,093		1 有形固定資産減価償却費		2,093 構築物減価償却 機械及び装置減価償却
											1,650 443
	支出合計	133,629	1,970	135,599			1,970				

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 125,403	千円 22,773	千円 102,630		千円	
	3 国庫支出金	32,000 △	2,774	29,226			
	1 国庫補助金	32,000 △	2,774	29,226			
6					1 国庫補助金	△ 2,774	簡易水道等施設整備費国庫補助金
	出資金	6,619	1	6,620			
	1 出資金	6,619	1	6,620			
7					1 出資金	1	一般会計出資金
	企業債	75,000 △	20,000	55,000			
	1 建設改良のための企業債	75,000 △	20,000	55,000			
					1 建設改良のための企業債	△ 20,000	天野簡易水道拡張事業 老朽管布設替事業 教良寺簡易水道配水管布設替事業 取水・送水ポンプ更新事業 電気計装設備等更新事業 電気設備更新事業
							△ 4,300 △ 1,500 △ 2,000 △ 4,900 △ 4,800 △ 2,500
	収入合計	125,403	22,773 △	102,630			

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特 定 財 源				区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1	資本的支出	143,135	25,932	117,203	2,774	20,000		3,158			
	建設改良費	110,564	25,932	84,632	2,774	20,000		3,158			
	2 新設拡張費	80,000	6,933	73,067	2,774	4,300		141			
	3 改良更新費	30,500	18,999	11,501		15,700		3,299	23 工事請負費	6,933	天野簡易水道配水管新設工事
									16 委託料	1,459	老朽管布設替設計業務委託料
									23 工事請負費	17,540	教良寺簡易水道配水管布設替工事 公共工事に伴う配水管布設替工事 取水・送水ポンプ更新工事 電気計装設備等更新工事 電気設備等更新工事
	支出合計	143,135	25,932	117,203	2,774	20,000		3,158			

令和7年度 かつらぎ町水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第6号)

(花園梁瀬簡易水道の部)

1. 総括 (収入)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	
			補正予定額	計
(収益的収入)				
1 水道事業収益	4,305	△ 59		4,246
(資本的収入)				
1 資本的収入	852	0		852
収入合計	5,157	△ 59		5,098

1. 総括 (支出)

(単位:千円)

款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
(収益的支出)						
1 水道事業費用	6,444	0	6,444			
(資本的支出)						
1 資本的支出	2,233	0	2,233			
支出合計	8,677	0	8,677			

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	水道事業収益	千円 4,305 △	千円 59	千円 4,246		千円	
	営業収益	3,101 △	59	3,042			
	1 給水収益	3,094 △	59	3,035	1 水道料金 △	59	水道料金
	収入合計	4,305 △	59	4,246			

給 与 費 明 細 書

ア 会計年度任用職員以外の職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費			法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当		
損益勘定支弁職員	13	6 (0)	199	26,374	18,563	9,296	54,432
資本勘定支弁職員							
合 計	13	6 (0)	199	26,374	18,563	9,296	54,432
損益勘定支弁職員		6 (0)	199	26,382	18,629	9,996	55,206
資本勘定支弁職員							
合 計		6 (0)	199	26,382	18,629	9,996	55,206
損益勘定支弁職員	13			△8	△66	△700	△774
資本勘定支弁職員							
合 計	13			△8	△66	△700	△774

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	合 計
補正後	597	10,971	128		5,772	15			
補正前	597	10,971	194		5,772	15			
比 較			△66						
区 分	徴 収 手 当	緊 急 待 機 手 当	緊 急 出 張 手 当	緊 急 出 張 手 当	緊 急 出 張 手 当	緊 急 出 張 手 当	緊 急 出 張 手 当	緊 急 出 張 手 当	緊 急 出 張 手 当
補正後	12	708	360	360					18,563
補正前	12	708	360	360					18,629
比 較									△66
区 分	一人当たり給与費 (千円)								
補正後	7,490								
補正前	7,502								

給 与 費 明 細 書

イ 会計年度任用職員

(水道事業)
(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員		2 (0)		4,694	1,730	6,424	1,186	7,610
資本勘定支弁職員								
合 計		2 (0)		4,694	1,730	6,424	1,186	7,610
損益勘定支弁職員		2 (0)		4,694	1,730	6,424	1,186	7,610
資本勘定支弁職員								
合 計		2 (0)		4,694	1,730	6,424	1,186	7,610
損益勘定支弁職員								
資本勘定支弁職員								
合 計								

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	手 当 の 内 訳
補正後		1,641	89						
補正前		1,641	89						
比 較									
区 分	徴 収 手 当			児 童 手 当				合 計	
補正後								1,730	
補正前								1,730	
比 較									
区 分									一 人 当 た り 給 与 費 (千 円)
補正後									3,212
補正前									3,212

議案第 27 号

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計の補正予算（第6号）は、次のとおりとする。

第2条 令和7年度かつらぎ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	438,507	△13,219	425,288
第1項	営業収益	167,957	△8,485	159,472
第2項	営業外収益	270,549	△4,734	265,815
支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	462,699	△14,658	448,041
第1項	営業費用	425,322	△12,219	413,103
第2項	営業外費用	37,127	△2,439	34,688

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「93,772千円」を「95,857千円」に、当年度分損益勘定留保資金「90,423千円」を「90,928千円」に、当年度分消費税及び地方消費税「3,349千円」を「3,504千円」に改め、「当年度分損益勘定留保資金」の前に「過年度分損益勘定留保資金1,425千円、」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	201,947	△400	201,547
第1項	負担金	2,400	△900	1,500
第2項	補助金	1,500	△1,500	0
第3項	他会計補助金	4,600	△2,800	1,800
第5項	企業債	161,800	4,800	166,600
支出		(単位：千円)		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	295,719	1,685	297,404
第1項	建設改良費	36,869	1,685	38,554

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	4,600	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。	1,800	証書 借入	6.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 は、利率見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、企 業財政その 他の都合に より、繰上 償還又は、 低利に借り 換えること ができる。
流域下水道事業	20,500	〃	〃	〃	28,100	〃	〃	〃

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

流域下水道事業負担金の増額及び公共下水道整備事業費の減額等を予算措置いたしたい。

令和7年度 かつらぎ町下水道事業会計収入支出補正予算事項別明細書 (第6号)

(単位：千円)

1. 総括 (収入)	款	補正前の予定額	補正予定額	計	
				補正予定額	計
	(収益的収入)				
1	下水道事業収益	438,507	△ 13,219		425,288
	(資本的収入)				
1	資本的収入	201,947	△ 400		201,547
	収入合計	640,454	△ 13,619		626,835

(単位：千円)

1. 総括 (支出)	款	補正前の予定額	補正予定額	計	補正予定額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
	(収益的支出)							
1	下水道事業費用	462,699	△ 14,658	448,041	△ 5,350			△ 9,308
	(資本的支出)							
1	資本的支出	295,719	1,685	297,404	△ 1,500	4,800	△ 2,800	1,185
	支出合計	758,418	△ 12,973	745,445	△ 6,850	4,800	△ 2,800	△ 8,123

2. 収入 (収益的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
					区分	金額		
1	下水道事業収益	千円 438,507	千円 13,219	千円 425,288		千円	千円	
	営業収益	167,957	8,485	159,472				
	1 下水道使用料	126,454	5,973	120,481				
					1 下水道使用料	△	5,973	下水道使用料
	2 雨水処理負担金	40,937	2,403	38,534				
					1 雨水処理負担金	△	2,403	雨水処理負担金
	4 その他営業収益	566	109	457				
					2 登録手数料	△	109	責任技術者更新手数料 排水設備指定工事店更新手数料
2	営業外収益	270,549	4,734	265,815				
	2 他会計補助金	120,284	795	121,079				
					1 一般会計補助金	795	一般会計繰入金	
3	補助金	6,150	5,650	500				
					1 国庫補助金	△	5,350	防災安全交付金 (雨水)
					2 県補助金	△	300	下水道等水酸化促進補助金
4	長期前受金戻入	143,878	121	143,999				
					1 長期前受金戻入	121		受贈財産評価額長期前受金戻入 国庫補助金長期前受金戻入 県補助金長期前受金戻入 他会計補助金長期前受金戻入 分担金及び負担金長期前受金戻入
							64	
							133	
							1	
							94	
							17	

		425,288	
		13,219	
		△	
		438,507	
	収入合計		

3. 支出 (収益的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					国県支出金	特定財	債	源		
1	下水道事業費用	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
		462,699 △	14,658 △	448,041 △	5,350 △	9,308 △				
1	1 営業費用	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		425,322 △	12,219 △	413,103 △	5,350 △	6,869 △				
	1 管渠費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		27,855 △	4,267 △	23,588 △	5,350 △	1,083 △				
									13 燃料費	△ 173
									燃料費 (汚水)	△ 47
									燃料費 (雨水)	△ 126
									16 委託料	△ 2,132
									下水道台帳データ更新業務委託	△ 308
									下水道水質検査業務委託	△ 477
									排水ポンプ設置業務委託 (雨水)	△ 434
									内水浸水想定区域図作成業務委託	△ 913
									19 修繕費	△ 1,400
									修繕費 (汚水)	△ 1,000
									修繕費 (雨水)	△ 400
									20 動力費	△ 2
									動力費 (汚水)	
									23 工事請負費	△ 521
									幹線管渠浚渫工事 (雨水)	
									91 光熱水費	△ 39
									電気料金 (雨水)	
2	総係費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		42,968 △	1,681 △	41,287		1,681 △				
									1 給料	△ 6
									職員給	
									2 手当	△ 144
									通勤手当	△ 40
									住居手当	△ 104
									7 報酬	△ 103
									下水道事業運営審議会委員報酬	
									8 旅費	△ 25
									旅費	△ 10
									費用弁償	△ 15
									9 退職手当負担金	7
									旧恩給組合負担金	△ 9
									14 印刷製本費	△ 176
									印刷製本費	

4. 収入 (資本的収入)

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	資本的収入	千円 201,947	千円 400	千円 201,547		千円	
	1 負担金	2,400 △	900	1,500			
	1 受益者負担金	2,400 △	900	1,500	1 受益者負担金	900	受益者負担金
2	補助金	1,500 △	1,500	0			
	1 国庫補助金	1,500 △	1,500	0	1 国庫補助金	1,500	防災安全交付金 (汚水)
3	他会計補助金	4,600 △	2,800	1,800			
	1 他会計補助金	4,600 △	2,800	1,800	1 一般会計補助金	2,800	一般会計補助金 (過疎債 汚水)
5	企業債	161,800	4,800	166,600			
	1 建設改良費等企業債	161,800	4,800	166,600	1 下水道事業債	4,800	公共下水道事業 (汚水) 流域下水道事業負担金
	収入合計	201,947 △	400	201,547			△ 2,800 7,600

5. 支出 (資本的支出)

款項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
					特	定財源				区分	金額	
						支	債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1	資本的支出	295,719	1,685	297,404	1,500	4,800	2,800	1,185				
	建設改良費	36,869	1,685	38,554	1,500	4,800	2,800	1,185				
1	1 公共下水道整備事業費	11,469	5,814	5,655	1,500	2,800	2,800	1,286				
									16 委託料	△	636	下水道施設点検調査業務委託
									23 工事請負費	△	5,178	汚水桝設置工事
	2 流域下水道事業負担金	23,785	7,581	31,366		7,600		19	95 負担金		7,581	紀ノ川流域下水道 (伊都処理区) 建設負担金
	3 固定資産購入費	1,615	82	1,533				82				
									1 有形固定資産購入費	△	82	車両購入費
	支出合計	295,719	1,685	297,404	1,500	4,800	2,800	1,185				

給 与 費 明 細 書
(下水道事業)

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)		給 料			与 費		法定福利費	合 計
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正後	6	4 (0)	65	16,534	8,870	25,469	5,369	30,838	
資本勘定支弁職員									
合 計	6	4 (0)	65	16,534	8,870	25,469	5,369	30,838	
補正前	6	4 (0)	168	16,540	9,014	25,722	5,369	31,091	
資本勘定支弁職員									
合 計	6	4 (0)	168	16,540	9,014	25,722	5,369	31,091	
比 較			△103	△6	△144	△ 253		△253	
合 計			△103	△6	△144	△253		△253	

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	超 勤 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当
補正後	439	5,376	150		2,193		480	
補正前	439	5,376	190	104	2,193		480	
比 較			△40	△104				
区 分	徴 収 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	兒 童 手 当					合 計
補正後		12	220					8,870
補正前		12	220					9,014
比 較								△144

区 分	1 人 当 た り 給 与 費 (千 円)
補正後	7,710
補正前	7,773

※ () 内は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について示している。

(下水道事業)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区	区分	職員数(人)		給与				法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	6	3 (0)	65	13,698	7,732	21,495	4,610	26,105
	資本勘定支弁職員								
	合計	6	3 (0)	65	13,698	7,732	21,495	4,610	26,105
補正前	損益勘定支弁職員	6	3 (0)	168	13,704	7,876	21,748	4,610	26,358
	資本勘定支弁職員								
	合計	6	3 (0)	168	13,704	7,876	21,748	4,610	26,358
比較	損益勘定支弁職員			△103	△6	△144	△253		△253
	資本勘定支弁職員								
	合計			△103	△6	△144	△253		△253

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
		補正後	439	4,292	109	2,180	480	
補正前	439	4,292	149	104	2,180	480		
比較			△40	△104				
手当の内訳	区分	徴収手当	児童手当					合計
	補正後		12	220				7,732
	補正前		12	220				7,876
比較							△144	

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	8,702
補正前	8,786

(下水道事業)

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区	区分	職員数(人)		給料				給与		法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計				
補正後	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,836	1,138	3,974	759	4,733		
	資本勘定支弁職員										
	合計		1		2,836	1,138	3,974	759	4,733		
補正前	損益勘定支弁職員		1 (0)		2,836	1,138	3,974	759	4,733		
	資本勘定支弁職員										
	合計		1		2,836	1,138	3,974	759	4,733		
比較	損益勘定支弁職員										
	資本勘定支弁職員										
	合計										

区分	手当の内訳	扶養手当	通勤手当	住居手当	超勤手当	休日勤務手当	管理職手当	地域手当
		補正後		1,084	41		13	
補正前			1,084	41		13		
比較								
区分	徴収手当		児童手当					合計
補正後			管理職員特別勤務手当					1,138
補正前								1,138
比較								

令和 8 年度かつらぎ町一般会計予算

令和 8 年度かつらぎ町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,395,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		2,015,520
	1 町民税	739,529
	2 固定資産税	973,357
	3 軽自動車税	81,181
	4 町たばこ税	113,623
	5 都市計画税	97,416
	6 入湯税	10,414
2 地方譲与税		144,182
	1 地方揮発油譲与税	17,600
	2 自動車重量譲与税	84,600
	3 森林環境譲与税	41,982
3 利子割交付金		3,200
	1 利子割交付金	3,200
4 配当割交付金		17,200
	1 配当割交付金	17,200
5 株式等譲渡所得割交付金		17,300
	1 株式等譲渡所得割交付金	17,300

(単位：千円)

款	項	金額
6 法人事業税交付金		22,680
	1 法人事業税交付金	22,680
7 地方消費税交付金		441,400
	1 地方消費税交付金	441,400
8 ゴルフ場利用税交付金		9,715
	1 ゴルフ場利用税交付金	9,715
9 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
10 地方特例交付金		17,600
	1 地方特例交付金	17,600
11 地方交付税		4,217,000
	1 地方交付税	4,217,000
12 交通安全対策特別交付金		2,500
	1 交通安全対策特別交付金	2,500
13 分担金及び負担金		22,094
	1 分担金	14,892
	2 負担金	7,202

(単位：千円)

款	項	金額
1 4 使用料及び手数料		129,554
	1 使用料	108,428
	2 手数料	21,126
1 5 国庫支出金		936,442
	1 国庫負担金	634,491
	2 国庫補助金	276,938
	3 国庫委託金	25,013
1 6 県支出金		653,700
	1 県負担金	409,305
	2 県補助金	228,909
	3 県委託金	15,486
1 7 財産収入		77,210
	1 財産売却収入	51,047
	2 財産運用収入	26,163
1 8 寄附金		422,210
	1 寄附金	422,210
1 9 繰入金		976,344

(単位：千円)

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	191
	2 基金繰入金	976,153
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		137,148
	1 延滞金加算金及び過料	2,683
	2 町預金利子	1,430
	3 貸付金元利収入	770
	4 受託事業収入	437
	5 雑入	131,828
22 町債		1,032,000
	1 町債	1,032,000
	歳入合計	11,395,000

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会会費		100,712

(単位：千円)

款	項	金額
	1 議会費	100,712
2 総務費		1,555,182
	1 総務管理費	1,320,813
	2 徴税費	138,702
	3 戸籍住民基本台帳費	51,002
	4 選挙費	37,709
	5 統計調査費	6,560
	6 監査委員費	396
3 民生費		3,340,495
	1 社会福祉費	2,156,141
	2 児童福祉費	1,173,424
	3 災害救助費	10,930
4 衛生費		889,733
	1 保健衛生費	473,422
	2 清掃費	416,311
6 農林水産業費		363,388
	1 農業費	281,962

(単位：千円)

款	項	金額
	2 林業費	81,426
7 商工費		141,975
	1 商工費	80,956
	2 観光事業振興費	61,019
8 土木費		851,794
	1 土木管理費	39,751
	2 道路橋梁費	330,080
	3 河川費	30,758
	4 都市計画費	368,010
	5 住宅費	83,195
9 消防費		540,095
	1 消防費	540,095
10 教育費		1,614,995
	1 教育総務費	377,080
	2 小学校費	246,146
	3 中学校費	158,210
	4 幼稚園費	38,708

(単位：千円)

款	項	金額
	5 社会教育費	714,181
	6 保健体育費	80,670
1 1 災害復旧費		67,910
	1 農林業施設災害復旧費	29,510
	2 公共土木施設災害復旧費	38,400
1 2 公債費		1,393,915
	1 公債費	1,393,915
1 3 諸支出金		504,483
	1 基金費	504,483
1 4 予備費		30,323
	1 予備費	30,323
歳出	合計	11,395,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生活営農資金利子補給金 (小規模な第2種兼業農家等の農業経営の維持、発展に必要な資金を融通するための利子補給金)	令和8年度 } 令和14年度	融資総額5,000千円として 年0.25%で計算した額
議会映像配信業務委託料	令和8年度 } 令和12年度	9,108千円
庁舎整備事業にかかるオフィス環境整備業務委託料	令和8年度 } 令和10年度	17,166千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
コミュニティバス購入	千円 26,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
公用車購入	1,200	〃	〃	〃
地域交流センター長寿命化事業	1,900	〃	〃	〃
子ども医療費	24,700	〃	〃	〃
こども園空調整備事業	3,300	〃	〃	〃
児童館空調改修事業	800	〃	〃	〃
飲料水供給施設整備事業(辺地対策事業)	28,100	〃	〃	〃
飲料水供給施設整備事業(過疎対策事業)	14,000	〃	〃	〃
合併処理浄化槽設置補助金	2,900	〃	〃	〃
火葬炉設備修繕事業	18,800	〃	〃	〃
水道事業会計繰出金	2,000	〃	〃	〃
農業共済加入促進事業補助金	2,500	〃	〃	〃
ため池改修事業負担金	1,800	〃	〃	〃
橋梁点検事業	12,900	〃	〃	〃

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業会計繰出金	13,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
かつらぎ西部公園整備事業	36,700	〃	〃	〃
公共施設等適正管理推進事業(道路改良)	30,500	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業(道路改良)	79,500	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業(急傾斜地崩壊対策)	800	〃	〃	〃
公共事業等債(急傾斜地崩壊対策)	1,800	〃	〃	〃
河川浚渫事業	3,500	〃	〃	〃
妙寺団地建替事業	4,900	〃	〃	〃
消防施設整備	54,800	〃	〃	〃
非常用電源整備事業	9,000	〃	〃	〃
スクールバス運行委託料	25,300	〃	〃	〃
スクールバス購入	7,000	〃	〃	〃
小学校空調設備更新事業	80,400	〃	〃	〃
水泳指導事業	1,700	〃	〃	〃

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
三谷公民館整備事業 (過疎対策事業)	344,800	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
小学校長寿命化事業	900	〃	〃	〃
中学校防球ネット改修事業	4,300	〃	〃	〃
中学校寄宿舎撤去事業	58,100	〃	〃	〃
公民館長寿命化事業	1,500	〃	〃	〃
スポーツ施設長寿命化事業	5,000	〃	〃	〃
公民館空調改修事業	400	〃	〃	〃
三谷公民館整備事業 (緊急防災・減災事業)	100,000	〃	〃	〃
指導者用情報端末更新事業	9,300	〃	〃	〃
災害復旧事業	17,700	〃	〃	〃

議案第 29 号

令和8年度かつらぎ町シビックセンター特別会計予算

令和8年度かつらぎ町シビックセンター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ266,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、10,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 使用料及び手数料			5,413
	1 使用料		5,413
2 繰入金			45,289
	1 一般会計繰入金		45,289
3 諸収入			12,859
	1 雑入		12,859
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 町債			202,800
	1 町債		202,800
歳入	合計		266,362

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			249,412
	1 総務管理費		249,412
2 事業費			10,875

(単位：千円)

款	項	金額
	1 事業費	10,875
3 公債費		5,975
	1 公債費	5,975
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	266,362

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総合文化会館改修事業	千円 202,800	普通貸借又は証券発行	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。

議案第 30 号

令和 8 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 378, 814 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 27 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 国民健康保険税			404,172
	1 国民健康保険税		404,172
2 使用料及び手数料			166
	1 手数料		166
3 県支出金			1,766,780
	1 県負担金・補助金		1,763,539
	2 財政安定化基金支出金		1
	3 財政対策補助金		3,240
4 財産収入			415
	1 財産収入		415
5 繰入金			200,563
	1 他会計繰入金		170,563
	2 基金繰入金		30,000
6 繰越金			2,000
	1 繰越金		2,000
7 諸収入			4,703
	1 延滞金加算金及び過料		3,587

(単位：千円)

款	項	金額
	2 雑入	1,116
8 診療収入		15
	1 外来収入	15
歳入	合計	2,378,814

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		34,942
	1 総務管理費	32,905
	2 徴税費	1,870
	3 運営協議会費	167
2 保険給付費		1,737,684
	1 療養諸費	1,452,911
	2 高額療養費	279,070
	3 葬祭諸費	1,200
	4 出産育児諸費	4,502
	5 移送費	1

(単位：千円)

款	項	金 額
3 国民健康保険事業費納付金		572,943
	1 医療給付費分	397,860
	2 後期高齢者支援金等分	119,900
	3 介護納付金分	43,031
	4 子ども・子育て支援納付金分	12,152
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		27,338
	1 保健事業費	10,882
	2 特定健康診査等事業費	16,456
6 諸支出金		4,906
	1 償還金及び還付加算金	2,601
	2 延滞金	1
	3 繰出金	189
	4 貸付金	700
	5 基金費	1,415
7 予備費		1,000

(単位：千円)

款	項	額
	1 予備費	1,000
歳出	合計	2,378,814

議案第 31 号

令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ689,837千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、50,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 後期高齢者医療保険料			282,489
	1 後期高齢者医療保険料		282,489
2 使用料及び手数料			31
	1 手数料		31
3 繰入金			406,670
	1 一般会計繰入金		406,670
4 繰越金			1
	1 繰越金		1
5 諸収入			646
	1 延滞金加算金及び過料		2
	2 雑入		644
歳入	合計		689,837

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			12,184
	1 総務管理費		10,836

(単位：千円)

款	項	金額
	2 徴収費	1,348
2 後期高齢者医療広域連合納付金		676,501
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	676,501
3 諸支出金		152
	1 償還金及び還付加算金	151
	2 繰出金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	689,837

議案第 32 号

令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計予算

令和8年度かつらぎ町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,768,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高限度額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

歳入歳出予算

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	金	額
1 介護保険料			425,032
	1 介護保険料		425,032
2 使用料及び手数料			21
	1 手数料		21
3 国庫支出金			708,796
	1 国庫負担金		441,556
	2 国庫補助金		267,240
4 支払基金交付金			699,917
	1 支払基金交付金		699,917
5 県支出金			404,870
	1 県負担金		383,564
	2 県補助金		21,306
6 財産収入			955
	1 財産運用収入		955
7 繰入金			527,705
	1 一般会計繰入金		458,869
	2 基金繰入金		68,836

(単位：千円)

款	項	金額
8 繰越金		11
9 諸収入	1 繰越金	11
		1,153
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	1,151
歳入	合計	2,768,460

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		79,660
	1 総務管理費	58,773
	2 徴収費	1,460
	3 運営協議会費	148
	4 介護認定審査会費	13,956
	5 介護保険事業計画作成費	5,323
2 保険給付費		2,539,332
	1 介護サービス等諸費	2,286,944

(単位：千円)

款	項	金額
	2 介護予防サービス等諸費	43,592
	3 その他諸費	1,674
	4 高額介護サービス給付費	66,952
	5 高額医療合算介護サービス費等	9,979
	6 特定入所者介護サービス費等	130,191
3 地域支援事業費		143,877
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	62,357
	2 一般介護予防事業費	521
	3 包括的支援事業・任意事業費	55,721
	4 包括的支援事業費（社会保障充実分）	25,028
	5 その他諸費	250
4 諸支出金		1,417
	1 償還金及び還付加算金	456
	2 基金費	960
	3 繰出金	1
5 予備費		4,174
	1 予備費	4,174

(単位：千円)

款	項	額
歳出	合計	2,768,460

議案第 33 号

令和 8 年度かつらぎ町水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度かつらぎ町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6,759 戸
(2) 年間総給水量	1,444,000 m ³
(3) 一日平均給水量	3,956 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管布設事業	139,500 千円
施設整備事業	48,152 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 上水道の部

収入

第 1 款 水道事業収益	285,803 千円
第 1 項 営業収益	242,835 千円
第 2 項 営業外収益	39,787 千円
第 3 項 附帯事業収益	3,160 千円
第 4 項 特別利益	21 千円

支出

第 1 款 水道事業費用	321,780 千円
第 1 項 営業費用	290,021 千円
第 2 項 営業外費用	21,226 千円
第 3 項 附帯事業費用	8,013 千円
第 4 項 特別損失	1,020 千円
第 5 項 予備費	1,500 千円

(2) 簡易水道の部

収入

第 1 款 水道事業収益	120,422 千円
第 1 項 営業収益	56,217 千円
第 2 項 営業外収益	64,204 千円
第 4 項 特別利益	1 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	132,227 千円
第1項 営業費用	122,544 千円
第2項 営業外費用	8,783 千円
第4項 特別損失	400 千円
第5項 予備費	500 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入	
第1款 水道事業収益	4,189 千円
第1項 営業収益	2,991 千円
第2項 営業外収益	1,197 千円
第4項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	6,204 千円
第1項 営業費用	5,749 千円
第2項 営業外費用	353 千円
第4項 特別損失	2 千円
第5項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額96,293千円は、過年度分損益勘定留保資金76,983千円、建設改良積立金取崩額10,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,310千円で補填するものとする。）。

(1) 上水道の部

収 入	
第1款 資本的収入	53,359 千円
第2項 補償費	50,000 千円
第5項 他会計繰入金	3,359 千円
支 出	
第1款 資本的支出	149,652 千円
第1項 建設改良費	102,422 千円
第2項 企業債償還金	47,230 千円

(2) 簡易水道の部

収 入	
第1款 資本的収入	104,113 千円
第3項 国庫支出金	20,000 千円
第5項 他会計繰入金	11,086 千円
第6項 出資金	8,427 千円
第7項 企業債	64,600 千円
支 出	
第1款 資本的支出	124,495 千円
第1項 建設改良費	88,324 千円
第2項 企業債償還金	36,171 千円

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収 入	
第1款 資本的収入	852 千円
第6項 出資金	852 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,554 千円
第1項 建設改良費	4 千円
第2項 企業債償還金	1,550 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水管布設事業	千円 44,500	証書借入	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
施設整備事業	20,100	〃	〃	〃

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項の間の流用
- (2) 資本的支出における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 62,060 千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債償還及び減価償却費等に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,877千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,841千円と定める。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和8年度かつらぎ町水道事業会計予算実施計画

(1) 上水道の部
収益的収入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			285,803	
	1 営業収益		242,835	
		1 給水収益	240,304	
		2 受託工事収益	220	
		3 その他の営業収益	2,311	
	2 営業外収益		39,787	
		1 受取利息及び配当金	1,337	
		2 分担金	6,592	
		3 繰入金	410	
		4 補助金	50	
		5 長期前受金戻入	31,099	
	8 雑収益		299	
	3 附帯事業収益		3,160	
		1 飲料水供給施設事業収益	3,160	
4 特別利益		21		
	1 固定資産売却益	20		
	2 過年度損益修正益	1		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			321,780	
	1 営業費用		290,021	
		1 原水浄水費	57,898	
		2 配水給水費	53,529	
		3 受託工事費	528	
		4 総係費	71,756	
		5 減価償却費	104,810	
		6 資産減耗費	600	
		7 その他営業費用	900	
	2 営業外費用		21,226	
		1 支払利息	11,196	
		2 消費税	10,000	
		3 雑支出	30	
	3 附帯事業費用		8,013	

		1 飲料水供給施設事業費用	8,013	
	4 特別損失		1,020	
		1 固定資産売却損	20	
		4 過年度損益修正損	1,000	
	5 予備費		1,500	
		1 予備費	1,500	

資本的収入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			53,359	
	2 補償金		50,000	
		1 補償金	50,000	
	5 他会計繰入金		3,359	
		2 他会計負担金	3,359	

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			149,652	
	1 建設改良費		102,422	
		3 改良更新費	99,452	
		4 固定資産購入費	2,970	
	2 企業債償還金		47,230	
		1 企業債償還金	47,230	

(2) 簡易水道の部
収益的収入及び支出
(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			120,422	
	1 営業収益		56,217	
		1 給水収益	54,095	
		2 受託工事収益	1,815	
		3 その他の営業収益	307	
	2 営業外収益		64,204	
		1 受取利息及び配当金	373	
		2 分担金	7,154	
		3 繰入金	12,663	
		5 長期前受金戻入	43,984	

		8 雑収益	30	
	4 特別利益		1	
		2 過年度損益修正益	1	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			132,227	
	1 営業費用		122,544	
		1 原水浄水費	27,194	
		2 配水給水費	15,875	
		3 受託工事費	1,906	
		4 総係費	13,688	
		5 減価償却費	63,621	
		6 資産減耗費	210	
		7 その他営業費用	50	
	2 営業外費用		8,783	
		1 支払利息	6,763	
		2 消費税	2,000	
		3 雑支出	20	
	4 特別損失		400	
		4 過年度損益修正損	400	
	5 予備費		500	
		1 予備費	500	

資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			104,113	
	3 国庫支出金		20,000	
		1 国庫補助金	20,000	
	5 他会計繰入金		11,086	
		2 他会計負担金	11,086	
	6 出資金		8,427	
		1 出資金	8,427	
	7 企業債		64,600	
		1 建設改良のための企業債	64,600	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			124,495	
	1 建設改良費		88,324	
		2 新設拡張費	50,000	
		3 改良更新費	38,200	
		4 固定資産購入費	124	
	2 企業債償還金		36,171	
1 企業債償還金		36,171		

(3) 花園梁瀬簡易水道の部

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業収益			4,189	
	1 営業収益		2,991	
		1 給水収益	2,982	
		3 その他の営業収益	9	
	2 営業外収益		1,197	
		3 繰入金	84	
		5 長期前受金戻入	1,112	
		8 雑収益	1	
4 特別利益		1		
	2 過年度損益修正益	1		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 水道事業費用			6,204	
	1 営業費用		5,749	
		1 原水浄水費	1,222	
		2 配水給水費	837	
		4 総係費	654	
		5 減価償却費	3,035	
		6 資産減耗費	1	
	2 営業外費用		353	
		1 支払利息	152	
		2 消費税	200	
	3 雑支出		1	
	4 特別損失		2	
		4 過年度損益修正損	2	
5 予備費		100		
	1 予備費	100		

資本的收入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的收入			852	
	6 出資金		852	
		1 出資金	852	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			1,554	
	1 建設改良費		4	
		4 固定資産購入費	4	
	2 企業債償還金		1,550	
1 企業債償還金		1,550		

令和8年度 かつらぎ町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は損失)	△49,290
減価償却費	171,466
固定資産除却費	700
固定資産売却損	20
減損損失	0
退職給付引当金の増加・減少額 (△)	0
賞与引当金の増加・減少額 (△)	147
法定福利費引当金の増加・減少額 (△)	△15
修繕引当金の増加・減少額 (△)	0
貸倒引当金の増加・減少額 (△)	△972
長期前受金戻入額	△76,195
未収金の増加 (△)・減少額	△2,715
未払金の増加・減少額 (△)	5,487
前受金の増加・減少額 (△)	0
前払金の増加 (△)・減少額	0
たな卸資産の増加 (△)・減少額	△5,366
受取利息及び配当金	△1,710
支払利息及び企業債取扱諸費	18,111
その他流動資産の増加 (△)・減少額	0
その他流動負債の増加・減少額 (△)	0
固定資産売却益 (△) 投資活動へ	△20
業務活動によるキャッシュ・フロー	59,648
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
補助金、負担金等による収入	76,768
固定資産の売却による収入	20
その他投資活動による収入	0
利息及び配当金の受取額	1,710
固定資産の取得による支出	△206,655
資産及び負債の増減 (投資活動)	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△128,157
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	80,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△84,951
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	0
リース債務の返済による支出	0
他会計からの出資による収入	9,279
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△18,111
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,983
資金増減額	△81,492
資金期首残高	737,425
資金期末残高	655,933

令和7年度 かつらぎ町水道事業予定損益計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
(1)	給水収益	271,373,081		
(2)	受託工事収益	272,000		
(3)	その他営業収益	1,603,882	273,248,963	
2	営業費用			
(1)	原水浄水費	56,906,479		
(2)	配水給水費	56,450,969		
(3)	受託工事費	272,000		
(4)	総係費	89,431,173		
(5)	減価償却費	177,047,081		
(6)	資産減耗費	810,000		
(7)	その他の営業費用	57,138	380,974,840	
	営業損失			107,725,877
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	1,280,106		
(2)	分担金	6,930,910		
(3)	繰入金	12,578,001		
(4)	補助金	50,000		
(5)	長期前受金戻入	77,711,717		
(6)	雑収益	313,252	98,863,986	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	12,872,223		
(2)	雑支出	36,217	12,908,440	
5	附帯事業収益			
(1)	飲料水供給施設事業収益	3,141,673	3,141,673	
6	附帯事業費用			
(1)	飲料水供給施設事業費用	4,237,260	4,237,260	84,859,959
	経常損失			22,865,918
7	特別利益			
(1)	固定資産売却益	0		
(2)	過年度損益修正益	0		
(3)	長期前受金戻入益	0		
(4)	その他の特別利益	0	0	
8	特別損失			
(1)	固定資産売却損	0		
(2)	災害による損失	0		
(3)	過年度損益修正損	1,959,082		
(4)	その他の特別損失	0	1,959,082	△1,959,082
	当年度純損失			24,825,000
	前年度繰越利益剰余金			66,655,207
	その他未処分利益剰余金変動額			10,000,000
	当年度未処分利益剰余金			51,830,207

令和7年度 かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		351,087,832	
ロ 建物	380,684,139		
減価償却累計額	<u>△194,974,824</u>	185,709,315	
ハ 構築物	6,984,991,365		
減価償却累計額	<u>△3,502,655,759</u>	3,482,335,606	
ニ 機械及び装置	1,434,791,786		
減価償却累計額	<u>△1,063,548,534</u>	371,243,252	
ホ 車両及び運搬具	20,178,144		
減価償却累計額	<u>△10,186,584</u>	9,991,560	
ヘ 工具器具及び備品	33,591,505		
減価償却累計額	<u>△23,919,354</u>	9,672,151	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		<u>197,065,855</u>	

有形固定資産合計 4,607,105,571

(2) 無形固定資産

イ リース資産		0	
ロ ソフトウェア		<u>659,300</u>	
無形固定資産合計		<u>659,300</u>	

固定資産合計 4,607,764,871

2 流動資産

(1) 現金預金		737,424,875	
(2) 未収金	77,166,169		
貸倒引当金	<u>△1,401,494</u>	75,764,675	
(3) 貯蔵品		16,341,525	
(4) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計		<u>829,531,075</u>	
資 産 合 計		<u><u>5,437,295,946</u></u>	

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 修繕引当金	9,610,336		
ロ 退職給付引当金	<u>0</u>		
引当金合計		9,610,336	
(2) 企業債		1,210,838,476	
(3) リース債務		<u>0</u>	
固定負債合計		<u>1,220,448,812</u>	

4 流動負債			
(1) 一時借入金			0
(2) 企業債		84,950,767	
(3) リース債務			0
(4) 未払金		11,238,112	
(5) 前受金		300,000	
(6) 引当金		3,944,000	
流動負債合計			<u>100,432,879</u>

5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	2,015,885,139		
収益化累計額	<u>△1,106,334,480</u>	909,550,659	
ロ 工事負担金	957,608,862		
収益化累計額	<u>△653,760,954</u>	303,847,908	
ハ 施設分担金	62,089,768		
収益化累計額	<u>△41,728,440</u>	20,361,328	
ニ 国庫補助金	261,723,501		
収益化累計額	<u>△164,520,419</u>	97,203,082	
ホ 県補助金	131,553,753		
収益化累計額	<u>△111,051,992</u>	20,501,761	
ヘ 他会計補助金	167,654,228		
収益化累計額	<u>△78,665,150</u>	88,989,078	
ト 企業債元金償還繰入金	168,447,599		
収益化累計額	<u>△119,635,276</u>	48,812,323	
チ 補償金長期前受金	63,361,131		
収益化累計額	<u>△5,397,042</u>	57,964,089	
長期前受金合計			<u>1,547,230,228</u>
繰延収益合計			<u>1,547,230,228</u>
負債合計			<u>2,868,111,919</u>

資 本 の 部

6 資本金			2,250,054,784
-------	--	--	---------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	3,978,036		
ロ 工事負担金	0		
ハ 施設分担金	0		
ニ 工事補助金	0		
ホ 工事繰入金	0		
資本剰余金合計		<u>3,978,036</u>	

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	264,000,000		
ロ 建設改良積立金	0		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>51,830,207</u>		
利益剰余金合計		<u>315,830,207</u>	
剰余金合計			<u>319,808,243</u>
資 本 合 計			<u>2,569,863,027</u>
負 債 資 本 合 計			<u>5,437,974,946</u>

令和7年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。
償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。
償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引

当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、266,279,898円である。

(3) 保証債務

該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務

該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金3,138,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金687,000円を取り崩す。

③ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金1,072,950円を取り崩す。

(6) 出資金

当年度に、一般会計から受ける出資の額は、86,871,286円である。

4. セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、山崎、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西洪田、島、東洪田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、星山、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(消費税抜き、単位:千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	220,828	49,660	2,761
営業費用	260,675	115,839	4,461
営業損益	△39,847	△66,179	△1,700
営業外収益	37,445	60,216	1,203
営業外費用	7,251	5,494	163
附帯事業収益	3,142	0	0
附帯事業費用	4,238	0	0
経常損益	△10,749	△11,457	△660
セグメント資産	3,582,817	1,788,825	65,654
セグメント負債	816,185	483,725	20,972
その他の項目			
他会計繰入金	534	11,954	90
減価償却費	110,112	63,901	3,034
受取利息	1,130	150	0
支払利息	7,220	5,489	163
特別利益	0	0	0
特別損失	1,959	0	0
うち減損損失	0	0	0
固定資産の増加額	377,739	80,193	1

項 目	合 計
営業収益	273,249
営業費用	380,975
営業損益	△ 107,726
営業外収益	98,864
営業外費用	12,908
附帯事業収益	3,142
附帯事業費用	4,238
経常収益	△ 22,866
セグメント資産	5,437,296
セグメント負債	1,320,882
その他の項目	
他会計繰入金	12,578
減価償却費	177,047
受取利息	1,280
支払利息	12,872
特別利益	0
特別損失	1,959
うち減損損失	0
固定資産の増加額	457,933

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分） 該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未満分） 該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引 該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

令和8年度 かつらぎ町水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		351,087,832
ロ 建物	380,684,139	
減価償却累計額	<u>△200,920,824</u>	179,763,315
ハ 構築物	7,132,191,365	
減価償却累計額	<u>△3,620,561,759</u>	3,511,629,606
ニ 機械及び装置	1,475,243,786	
減価償却累計額	<u>△1,104,362,534</u>	370,881,252
ホ 車両及び運搬具	20,178,144	
減価償却累計額	<u>△12,927,584</u>	7,250,560
ヘ 工具器具及び備品	33,591,505	
減価償却累計額	<u>△27,554,354</u>	6,037,151
ト リース資産	0	
減価償却累計額	<u>0</u>	0
チ 建設仮勘定		<u>213,248,855</u>

有形固定資産合計 4,639,898,571

(2) 無形固定資産

イ リース資産		0
ロ ソフトウェア		<u>2,335,300</u>

無形固定資産合計 2,335,300

固定資産合計 4,642,233,871

2 流動資産

(1) 現金預金		655,932,875
(2) 未収金	79,881,169	
貸倒引当金	<u>△429,494</u>	79,451,675
(3) 貯蔵品		21,707,525
(4) 前払金		<u>0</u>

流動資産合計 757,092,075

資 産 合 計 5,399,325,946

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金		
イ 修繕引当金	9,610,336	
ロ 退職給付引当金	<u>0</u>	
引当金合計		9,610,336
(2) 企業債		1,206,391,476
(3) リース債務		<u>0</u>

固定負債合計 1,216,001,812

4 流動負債			
(1) 一時借入金			0
(2) 企業債		85,246,767	
(3) リース債務			0
(4) 未払金		16,725,112	
(5) 前受金		300,000	
(6) 引当金		4,076,000	
流動負債合計			<u>106,347,879</u>

5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	2,015,885,139		
収益化累計額	<u>△1,148,431,480</u>	867,453,659	
ロ 工事負担金	957,608,862		
収益化累計額	<u>△668,771,954</u>	288,836,908	
ハ 施設分担金	62,089,768		
収益化累計額	<u>△43,108,440</u>	18,981,328	
ニ 国庫補助金	279,905,501		
収益化累計額	<u>△168,080,419</u>	111,825,082	
ホ 県補助金	131,553,753		
収益化累計額	<u>△113,688,992</u>	17,864,761	
ヘ 他会計補助金	169,473,228		
収益化累計額	<u>△88,864,150</u>	80,609,078	
ト 企業債元金償還繰入金	179,761,599		
収益化累計額	<u>△119,635,276</u>	60,126,323	
チ 補償金長期前受金	108,814,131		
収益化累計額	<u>△6,708,042</u>	102,106,089	
長期前受金合計			<u>1,547,803,228</u>
繰延収益合計			<u>1,547,803,228</u>
負債合計			<u>2,870,152,919</u>

資 本 の 部

6 資本金			2,269,333,784
-------	--	--	---------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	3,978,036		
ロ 工事負担金	0		
ハ 施設分担金	0		
ニ 工事補助金	0		
ホ 工事繰入金	0		
資本剰余金合計		<u>3,978,036</u>	

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	264,000,000		
ロ 建設改良積立金	△10,000,000		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,861,207</u>		
利益剰余金合計		<u>255,861,207</u>	
剰余金合計			<u>259,839,243</u>
資 本 合 計			<u>2,529,173,027</u>
負 債 資 本 合 計			<u>5,399,325,946</u>

令和8年度かつらぎ町水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。ただし、取替資産については取替法による。
償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	38～60年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。
償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、「職員の退職手当に係る取扱いに関する覚書」に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、個々の債権ごとに回収不能見込額を見積もり、計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

(4) 会計処理の基準又は手続の変更

該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。

(2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産はない。なお、ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。

(2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、274,409,598円である。

(3) 保証債務
該当事項なし。

(4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。

(5) 引当金の取崩し

① 賞与引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金3,251,000円を取り崩す。

② 法定福利費引当金の取崩し

当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金693,000円を取り崩す。

③ 貸倒引当金の取崩し

当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金1,320,440円を取り崩す。

(6) 出資金

当年度に、一般会計から受ける出資の額は、9,278,940円である。

4. セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

かつらぎ町水道事業は、上水道、簡易水道及び花園梁瀬簡易水道の3つの事業を運営しているため、「上水道事業」、「簡易水道事業」及び、「花園梁瀬簡易水道事業」の3つを報告セグメントとしている。

報告セグメントは、かつらぎ町水道事業の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、予算の策定及び業績を評価するために、定期的に議会に報告される対象となっているものである。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
上水道事業	かつらぎ町大字高田、移、背ノ山、窪、萩原、笠田中、笠田東、佐野、広浦、大谷、蛭子、大藪、柏木、丁ノ町、新田、妙寺、西飯降、中飯降、大畑(字犬ノ鼻)、短野(広野)、宮本、山崎、東谷、平、橋本市高野口町竹尾のうち水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定に基づく事業認可を受けた区域(以下「認可区域」という。)、給水可能な区域において水道水、飲料水を供給する業務
簡易水道事業	かつらぎ町大字広口、滝、萩原、笠田中、西洪田、島、東洪田、平沼田、寺尾、兄井、三谷、山崎、教良寺、御所、星川、上天野、下天野、星山、新城のうち認可区域において水道水を供給する業務
花園梁瀬簡易水道事業	かつらぎ町大字花園梁瀬の認可区域において水道水を供給する業務

(2) 報告セグメントごとの営業収益等の予定額

当年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(消費税抜き、単位：千円)

項目	上水道事業	簡易水道事業	花園梁瀬簡易水道事業
営業収益	220,886	51,125	2,720
営業費用	278,456	118,168	5,516
営業損益	△57,570	△67,043	△2,796
営業外収益	39,162	63,552	1,197
営業外費用	11,246	6,788	153
附帯事業収益	2,874	0	0
附帯事業費用	7,296	0	0
経常損益	△34,076	△10,279	△1,752
セグメント資産	3,538,438	1,798,860	62,028
セグメント負債	790,746	512,154	19,450
その他の項目			
他会計繰入金	410	12,663	84
減価償却費	104,810	63,621	3,035
受取利息	1,337	373	0
支払利息	11,196	6,763	152
特別利益	21	1	1
特別損失	930	364	2
うち減損損失			
固定資産の増加額	123,535	80,296	4

項 目	合 計
営業収益	274,731
営業費用	402,140
営業損益	△ 127,409
営業外収益	103,911
営業外費用	18,187
附帯事業収益	2,874
附帯事業費用	7,296
経常損益	△ 46,107
セグメント資産	5,399,326
セグメント負債	1,322,350
その他の項目	
他会計繰入金	13,157
減価償却費	171,466
受取利息	1,710
支払利息	18,111
特別利益	23
特別損失	1,296
うち減損損失	0
固定資産の増加額	203,835

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

(1) リース会計に係る特例措置

地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以上分） 該当事項なし。

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円未満分） 該当事項なし。

(4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項なし。

(5) オペレーティング・リース取引 該当事項なし。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

(1) 従前の修繕引当金の取扱い

平成26年3月31日以前に引当てられたものについては、従前の例により取り崩すことができる経過措置を適用する。

議案第 34 号

令和8年度かつらぎ町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度かつらぎ町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	2,120 戸
(2) 年間有収水量	738,000 m ³
(3) 一日平均有収水量	2,022 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	48,474 千円
流域下水道事業(負担金)	54,498 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	435,040 千円
第1項 営業収益	153,672 千円
第2項 営業外収益	281,367 千円
第3項 特別利益	1 千円

支出

第1款 下水道事業費用	457,654 千円
第1項 営業費用	423,974 千円
第2項 営業外費用	33,430 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額97,194千円は、当年度分損益勘定留保資金87,834千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,360千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	259,307 千円
第1項 負担金	1,650 千円
第2項 補助金	19,274 千円
第3項 他会計補助金	13,200 千円
第4項 他会計出資金	32,983 千円
第5項 企業債	192,200 千円

支 出	
第1款 資本的支出	356,501 千円
第1項 建設改良費	102,972 千円
第2項 企業債償還金	253,529 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	13,200	証書借入	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	49,800	〃	〃	〃
資本費平準化債	118,300	〃	〃	〃
特別措置分	10,900	〃	〃	〃

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち営業費用、営業外費用、特別損失の各項の間の流用
- (2) 資本的支出における各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 34,370 千円

(他会計からの補助金)

第9条 雨水処理費、減価償却費及び企業債償還等に充当するため一般会

計からこの会計へ補助を受ける金額は、171,130千円である。

令和8年2月27日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和8年度かつらぎ町下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業収益			435,040	
	1 営業収益		153,672	
		1 下水道使用料	124,227	
		2 雨水処理負担金	29,352	
		4 その他営業収益	93	
	2 営業外収益		281,367	
		2 他会計補助金	128,578	
		3 補助金	7,371	
		4 長期前受金戻入	142,369	
		6 消費税及び地方消費税 還付金	2,814	
		7 雑収益	235	
	3 特別利益		1	
		2 過年度損益修正益	1	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			457,654	
	1 営業費用		423,974	
		1 管渠費	28,740	
		2 総係費	45,227	
		3 流域下水道維持管理負 担金	88,909	
		4 減価償却費	261,098	
	2 営業外費用		33,430	
		1 支払利息及び企業債取 扱諸費	30,174	
		3 雑支出	3,256	
	3 特別損失		50	
		3 過年度損益修正損	50	
	4 予備費		200	
		1 予備費	200	

資本的收入及び支出
(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的收入			259,307	
	1 負担金		1,650	
		1 受益者負担金	1,650	
	2 補助金		19,274	
		1 国庫補助金	19,274	
	3 他会計補助金		13,200	
		1 他会計補助金	13,200	
	4 他会計出資金		32,983	
1 他会計出資金		32,983		
5 企業債		192,200		
	1 建設改良費等企業債	192,200		

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			356,501	
	1 建設改良費		102,972	
		1 公共下水道整備事業費	48,474	
		2 流域下水道事業負担金	54,498	
	2 企業債償還金		253,529	
1 企業債償還金		253,529		

令和8年度 かつらぎ町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は損失)	△28,872
減価償却費	261,098
固定資産除却費	0
固定資産売却損	0
減損損失	0
退職給付引当金の増加・減少額 (△)	0
賞与引当金の増加・減少額 (△)	1,851
法定福利費引当金の増加・減少額 (△)	384
修繕引当金の増加・減少額 (△)	0
貸倒引当金の増加・減少額 (△)	0
長期前受金戻入額	△142,369
未収金の増加 (△) ・減少額	△2,685
未払金の増加・減少額 (△)	△1,162
前受金の増加・減少額 (△)	0
前払金の増加 (△) ・減少額	0
たな卸資産の増加 (△) ・減少額	0
受取利息及び配当金	0
支払利息及び企業債取扱諸費	30,174
その他流動資産の増加 (△) ・減少額	0
その他流動負債の増加・減少額 (△)	0
固定資産売却益 (△) 投資活動へ	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	118,419
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
補助金、負担金等による収入	31,022
固定資産の売却による収入	0
基金による収入	0
その他投資活動による収入	0
利息及び配当金の受取額	0
固定資産の取得による支出	△93,927
基金積立金による支出	0
資産及び負債の増減 (投資活動)	0
一般会計又は特別会計からの繰入金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△62,905
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の返済による支出	0
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	192,200
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△253,529
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の返済による支出	0
リース債務の返済による支出	0
他会計からの出資による収入	32,983
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△30,174
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,520

資金増減額	△3,006
資金期首残高	27,240
資金期末残高	<hr/> 24,234

令和7年度 かつらぎ町下水道事業予定損益計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	109,529,000		
	(2) 雨水処理負担金	38,534,000		
	(3) その他の営業収益	457,000	148,520,000	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	21,501,000		
	(2) 総係費	41,194,000		
	(3) 流域下水道維持管理負担金	78,669,000		
	(4) 減価償却費	261,693,000		
	(5) 資産減耗費	0	403,057,000	
	営業損失			254,537,000
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	1,000		
	(2) 他会計補助金	121,079,000		
	(3) 補助金	500,000		
	(4) 長期前受金戻入	143,999,000		
	(5) 雑収益	236,000	265,815,000	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	30,242,000		
	(2) 雑支出	6,948,000		
	(3) 他会計繰出金	0	37,190,000	228,625,000
	経常損失			25,912,000
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	1,000		
	(2) その他特別利益	0	1,000	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	46,000		
	(2) その他特別損失	0	46,000	△45,000
	当年度純損失			25,957,000
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	当年度未処理欠損金			25,957,000

令和7年度 かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		66,447,050	
ロ. 建物	63,023,779		
減価償却累計額	<u>△13,102,836</u>	49,920,943	
ハ. 構築物	6,980,531,667		
減価償却累計額	<u>△1,390,511,666</u>	5,590,020,001	
ニ. 機械及び装置	99,034,236		
減価償却累計額	<u>△63,352,534</u>	35,681,702	
ホ. 車両及び運搬具	22,393,120		
減価償却累計額	<u>△20,383,264</u>	2,009,856	
ヘ. 工具器具及び備品	1,398,714		
減価償却累計額	<u>△1,135,297</u>	263,417	
ト 建設仮勘定		0	
有形固定資産合計			5,744,342,969

(2) 無形固定資産

イ. 地上権		796,644	
ロ. 施設利用権		953,738,781	
無形固定資産合計			<u>954,535,425</u>
固定資産合計			6,698,878,394

2 流動資産

(1) 現金預金

		27,239,549	
(2) 未収金	3,401,215		
貸倒引当金	<u>△67,000</u>	3,334,215	

流動資産合計

資 産 合 計

30,573,764
6,729,452,158

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

固定負債合計

2,176,074,239

2,176,074,239

4 流動負債

(1) 企業債

(2) 未払金

(3) 引当金

流動負債合計

253,528,245

2,101,562

4,017,000

259,646,807

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ. 受贈財産評価額	105,714,021		
収益化累計額	<u>△18,622,287</u>	87,091,734	
ロ. 工事負担金	203,237,376		
収益化累計額	<u>△35,221,450</u>	168,015,926	
ハ. 国庫補助金	2,990,822,400		
収益化累計額	<u>△657,548,960</u>	2,333,273,440	
ニ. 県補助金	75,910,001		
収益化累計額	<u>△14,435,890</u>	61,474,111	
ホ. 他会計補助金	1,406,167,379		
収益化累計額	<u>△283,165,531</u>	1,123,001,848	
長期前受金合計			<u>3,772,857,059</u>
繰延収益合計			<u>3,772,857,059</u>
負債合計			<u>6,208,578,105</u>

資本の部

6 資本金

492,047,092

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ. 受贈財産評価額	10,599,870		
ロ. 国補助金	2,967,539		
ハ. 他会計補助金	<u>41,216,552</u>		
資本剰余金合計			54,783,961

(2) 利益剰余金

イ. 当年度未処理欠損金	<u>25,957,000</u>		
利益剰余金合計			<u>△25,957,000</u>
剰余金合計			<u>28,826,961</u>
資本合計			<u>520,874,053</u>
負債資本合計			<u>6,729,452,158</u>

令和7年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
地上権	30年
施設利用権	8～45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

- (4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

- (1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。
- (2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。
- (2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、713,980,812円である。
- (3) 保証債務
該当事項なし。
- (4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。
- (5) 引当金の取崩し
 - ① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金1,616,000円を取り崩す。
 - ② 法定福利費引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金342,000円を取り崩す。
 - ③ 貸倒引当金の取崩し
当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金67,000円を取り崩す。
- (6) 出資金
当年度に、一般会計から受けた出資の額は、31,595,088円である。

4. セグメント情報の開示

セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

- (1) リース会計に係る特例措置
地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

令和8年度 かつらぎ町下水道事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		66,447,050	
ロ. 建物	63,023,779		
減価償却累計額	<u>△14,974,836</u>	48,048,943	
ハ. 構築物	7,002,586,667		
減価償却累計額	<u>△1,594,394,666</u>	5,408,192,001	
ニ. 機械及び装置	99,034,236		
減価償却累計額	<u>△71,101,534</u>	27,932,702	
ホ. 車両及び運搬具	22,393,120		
減価償却累計額	<u>△20,383,264</u>	2,009,856	
ヘ. 工具器具及び備品	1,398,714		
減価償却累計額	<u>△1,173,297</u>	225,417	
ト. 建設仮勘定		<u>22,013,000</u>	
有形固定資産合計			5,574,868,969

(2) 無形固定資産

イ. 地上権		724,644	
ロ. 施設利用権		<u>956,113,781</u>	
無形固定資産合計			<u>956,838,425</u>
固定資産合計			6,531,707,394

2 流動資産

(1) 現金預金

24,233,549

(2) 未収金 6,086,215

貸倒引当金 △67,000 6,019,215

流動資産合計 30,252,764

資 産 合 計 6,561,960,158

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債 2,122,095,239

固定負債合計 2,122,095,239

4 流動負債

(1) 企業債 246,178,245

(2) 未払金 939,562

(3) 引当金 6,252,000

流動負債合計 253,369,807

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ. 受贈財産評価額	105,714,021		
収益化累計額	<u>△21,204,287</u>	84,509,734	
ロ. 工事負担金	204,737,376		
収益化累計額	<u>△40,244,450</u>	164,492,926	
ハ. 国庫補助金	3,008,344,400		
収益化累計額	<u>△750,395,960</u>	2,257,948,440	
ニ. 県補助金	75,910,001		
収益化累計額	<u>△16,471,890</u>	59,438,111	
ホ. 他会計補助金	1,418,167,379		
収益化累計額	<u>△323,046,531</u>	1,095,120,848	
長期前受金合計			<u>3,661,510,059</u>
繰延収益合計			<u>3,661,510,059</u>
負債合計			<u>6,036,975,105</u>

資本の部

6 資本金

499,073,092

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ. 受贈財産評価額	10,599,870		
ロ. 国補助金	2,967,539		
ハ. 他会計補助金	<u>41,216,552</u>		
資本剰余金合計			54,783,961

(2) 利益剰余金

イ. 当年度未処理欠損金	<u>28,872,000</u>		
利益剰余金合計			<u>△28,872,000</u>
剰余金合計			<u>25,911,961</u>
資本合計			<u>524,985,053</u>
負債資本合計			<u>6,561,960,158</u>

令和8年度かつらぎ町下水道事業会計書類に関する注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産を取得した年度の翌年度からとする。

・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法 定額法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

・主な耐用年数

ソフトウェア	5年
地上権	30年
施設利用権	8～45年

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産の適用する減価償却方法と同一の方法による。

償却の開始時期は、固定資産に編入した翌年度からとする。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

和歌山県市町村総合事務組合に加入し費用負担しており、退職金と費用負担金に差が生じた場合の特別負担金は、一般会計側との覚書に基づき一般会計が支出するため、計上していない。

② 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

③ 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

④ 貸倒引当金

債権の不納欠損に備えるため、債権毎の回収不能見込額を計上している。

なお、回収不能見込み額は、不納欠損処理していない債権のうち、4年経過した債権を貸倒処理額とみなして算出している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

- (4) 会計処理の基準又は手続の変更
該当事項なし。

2. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

- (1) 予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
予定キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び預金である。
- (2) 重要な非資金取引
当事業年度に新たに計上した受贈財産及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債はない。

3. 予定貸借対照表等関連

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項なし。
- (2) 企業債償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち一般会計等の負担見込額は、734,240,997円である。
- (3) 保証債務
該当事項なし。
- (4) 重要な係争事件に係る損害賠償債務
該当事項なし。
- (5) 引当金の取崩し
- ① 賞与引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金1,700,000円を取り崩す。
- ② 法定福利費引当金の取崩し
当年度において、期末手当及び勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費を支給するため、法定福利費引当金359,000円を取り崩す。
- ③ 貸倒引当金の取崩し
当年度において、債権を不納欠損するため、貸倒引当金19,000円を取り崩す。
- (6) 出資金
当年度に、一般会計から受けた出資の額は、32,982,055円である。

4. セグメント情報の開示

セグメントが下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5. 減損損失

当年度において、減損の兆候を認識した資産はない。

6. リース契約により使用する固定資産

- (1) リース会計に係る特例措置
地方公営企業法施行規則第55条第2項の規定を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うものとする。

7. 重要な後発事象による注記

当該事業年度末日の翌日以降において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす次に示すような後発事象は発生していない。

- ・ 地方公営企業の主要な業務の改廃
- ・ 国又は他の会計からの財源措置の重大な変更
- ・ 震災、火災、出水等による重大な損害の発生

8. その他の注記

該当事項なし。

